

官報

令和二年五月二十八日

○第二百一回 衆議院会議録 第二十九号

令和二年五月二十八日(木曜日)

議事日程 第十九号

令和二年五月二十八日

午後一時開議

第一 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(内閣提出)

第二 個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(内閣提出)

日程第二 個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

令和二年五月二十八日 衆議院会議録第二十九号

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長大口善徳君。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○大口善徳君登壇

○大口善徳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するなどの措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十八日本委員会に付託され、二十一日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日、質疑を行い、これを終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党、日本共産党、日本維新の会・無所属の会及び希望の党の共同提案により、総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする修正

案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

令和二年五月二十八日 衆議院會議録第二十九号

森林組合法の一部を改正する法律案、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

ける報告及び本人への通知を義務づけ、個人情報等の外国における取扱いに対する個人情報保護に関する法律の適用範囲を拡大するとともに、仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十九日本委員会に付託され、翌二十日衛藤国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十二日に質疑を行い、二十七日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第三、森林組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉野正芳君。

森林組合法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔吉野正芳君登壇〕

○吉野正芳君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十五日参議院から送付され、同月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日江藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田中良生君。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔田中良生君登壇〕

○田中良生君 たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、多様な金融サービスを利用者にワンストップで提供する登録制の金融サービス仲介業を創設し、所要の規制等について定めるとともに、資金移動業に三つの種別を設け、第一種資金移動業に認可制を導入するなど、資金の移動の額に応じた規制等を整備するものであります。

本案は、去る五月十八日当委員会に付託され、翌十九日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔松島みどり君登壇〕

○松島みどり君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、危険運転致死傷罪の対象に、車の通行を妨害する目的で、走行中の車の前方で停止するなどの行為を行い、それによって、人を死傷させた場合を追加するものであります。

本案は、去る五月二十一日本委員会に付託され、二十二日森まさこ法務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日、参考人から意見聴取を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席国務大臣

総務大臣 高市 早苗君
法務大臣 森 まさこ君
農林水産大臣 江藤 拓君
国務大臣 麻生 太郎君
国務大臣 衛藤 晟一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律
持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 石田 真敏君 補欠 木村 哲也君
木村 哲也君 石田 真敏君

法務委員

辞任 黄川田仁志君 補欠 安藤 裕君
古川 康君 石崎 徹君
逢坂 誠二君 後藤 祐一君
安藤 裕君 黄川田仁志君
石崎 徹君 古川 康君
後藤 祐一君 逢坂 誠二君

農林水産委員
辞任 金子 俊平君 補欠 高村 正大君
古川 康君 宗清 皇一君
高村 正大君 金子 俊平君
宗清 皇一君 古川 康君

議院運営委員
辞任 大隈 和英君 補欠 高木 啓君
高木 啓君 大隈 和英君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 安藤 裕君 補欠 穂坂 泰君
西田 昭二君 深澤 陽一君
中谷 一馬君 高木 健太郎君
高村 正大君 佐藤 明男君
佐藤 明男君 高村 正大君
深澤 陽一君 西田 昭二君
穂坂 泰君 安藤 裕君
高木 健太郎君 中谷 一馬君

法務委員
辞任 門山 宏哲君 補欠 秋本 真利君
黄川田仁志君 上野 宏史君
古川 康君 高木 啓君
松田 功君 黒岩 宇洋君

秋本 真利君

上野 宏史君 門山 宏哲君
高木 啓君 黄川田仁志君
黒岩 宇洋君 古川 康君
松田 功君

財務金融委員
辞任 牧島かれん君 補欠 船橋 利実君
岸本 周平君 浅野 哲君
船橋 利実君 牧島かれん君
岸本 周平君

農林水産委員
辞任 木村 次郎君 補欠 佐藤 明男君
谷 公一君 鳩山 二郎君
宮路 拓馬君 大西 宏幸君
青山 大八君 山岡 達丸君
大西 宏幸君 山岡 達丸君
繁本 護君 古田 圭一君
山岡 達丸君 浅野 哲君
岡下 昌平君 宮路 拓馬君
佐藤 明男君 木村 次郎君
鳩山 二郎君 谷 公一君
古田 圭一君 青山 大八君

経済産業委員
辞任 和田 義明君 補欠 上野 宏史君
上野 宏史君 和田 義明君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術・イノベーション推進特別委員
辞任 大隈 和英君 補欠 本田 太郎君
本田 太郎君 大隈 和英君

(議案付託)

一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)(参議院送付) 内閣委員会 付託

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号) 経済産業委員会 付託

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号) 国土交通委員会 付託

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

科学技術基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号) 科学技術・イノベーション推進特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案

社会保険に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 社会保険に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書Ⅷの締結について承認を求めるの件

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案 (議案通知書受領)

一、昨二十七日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、昨二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案 (質問書提出)

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

黒川前東京高検検事長の処分に関する質問主意書(黒木道義君提出)

黒川前東京高等検察庁検事長の賭け麻雀事案及び訓告処分に関する質問主意書(後藤祐一君提出)

新型コロナウイルス感染症と労災および公務災害に関する質問主意書(阿部知子君提出) (答弁書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出カジノを含む観光政策の見直しに関する再質問に対する答弁書 衆議院議員早稲田夕季君提出新型コロナウイルス対策を最優先し、IRカジノの推進を断念すべきことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山雅幸君提出津波・洪水時における首都圏の地下街・地下鉄の浸水対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する質問に対する答弁書

令和二年五月十四日提出 質問 第一九六号

カジノを含む観光政策の見直しに関する再質問主意書

提出者 阿部 知子

カジノを含む観光政策の見直しに関する再質問主意書

前回提出した「カジノを含む観光政策の見直しに関する質問主意書(以後、前回主意書)」では、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた観光政策の見直しの必要性について尋ねたが、的を射た答弁を得られなかったために、再度質問する。

一 前回主意書の問三で、新型コロナウイルスが国際的に蔓延した今、「訪日クルーズ旅客を二〇二〇年に五百万人」とした政府の目標は見直しが必要ではないかを尋ねた。これに対して、政府は、「感染症の拡大が収束し、国民の不安が払拭された後には、反転攻勢し、官民を挙げたインバウンド復活への取組を進めていく」と答弁した。

インバウンドの早期復活は、誰もが望むことであるが、今年はずでに五カ月が経過しようとしており、二〇二〇年の目標は達成できないと見込んで、仕切り直す必要があるのではないかと、改めて問う。

二 港湾法改正により、政府は訪日クルーズ船を受け入れる「国際旅客船拠点形成港湾」を九力所

指定した。

1 九カ所のうち長崎県の佐世保港は、運用開始年である二〇二〇年は二百九十五回の寄港回数を目標としていた。政府はその達成見込みを政府目標へと反映していくつもりはあるか。

2 熊本県の八代港では、今年二月に予定されていた国際旅客船拠点の完成式は主催者の一つである国土交通省の判断もあつて中止され、三、四、五月に予定されていたクルーズ船の寄港は全てキャンセルとなった。これは、「訪日クルーズ旅客を二〇二〇年に五百万人」とした政府目標にどのような影響が見込まれると政府は考えているのか。

三 世界最大と言われるカジノ運営会社である米ラスベガス・サンズは、日本での統合型リゾート施設（IR）の事業ライセンス取得を断念するとの報道がある。米シーザーズ・エンターテインメントも既に事業ライセンス取得に向けた活動を中止している。

1 政府はこれらの事実を承知しているか。
2 新型コロナウイルスの蔓延が事業ライセンス取得を予定していた他のカジノ運営会社にどのような影響を与えているのかを調査すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質二〇一第一九六号

令和二年五月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出カジノを含む観光政策の見直しに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出カジノを含む観光政策の見直しに関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「仕切り直す必要」の意味するところが必ずしも明らかではないが、クルーズ船の受入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのクルーズ船の寄港の予約が取り消されるなど、厳しい状況に置かれていると認識している。一方、クルーズ船による訪日外国人旅行者の増加は、インバウンド・観光の経済効果を取り込み、地方創生に資するものであるため、政府としては、先の答弁書（令和二年四月二十八日内閣衆質二〇一第一七六号）三についてでお答えしたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国民の不安が払拭された後には、反転攻勢し、官民を挙げたインバウンド復活への取組を進めていく考えである。

二について

お尋ねの「達成見込みを政府目標へと反映していく」の意味するところが必ずしも明らかではないが、クルーズ船の長崎県佐世保港及び熊本県八代港への寄港回数の減少は、少なからず御指摘の目標の実現に影響を与えるものと考えている。

三の1について

御指摘の二社が発表した内容については、報道等により承知している。

三の2について

お尋ねの「事業ライセンス取得を予定していた他のカジノ運営会社」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和二年五月十四日提出
質問 第一九七号

新型コロナウイルス対策を最優先し、IRカジノの推進を断念するべきことに関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

新型コロナウイルス対策を最優先し、IRカジノの推進を断念するべきことに関する質問主意書

二〇一九年度中に決定されるはずであったIR（統合型リゾート）基本方針はいまだに示されていない。大阪府は一時断念し、他も後退しており、実質手を上げているのは全国でも横浜市だけになっている。横浜市においても全区で行う予定の説明会を中断し、四月下旬に市議会常任委員会へ説明するはずであったカジノを含むIRに関しての実施方針を六月下旬に先送りし、その公表時期を当初の六月から八月へ延期する一方で、パブコメを一月で打ち切るなど、大変乱暴な手続きが進められている。そんな中、五月十三日、米カジノ大手のラスベガス・サンズが、日本参入を断念すると発表した。そこで以下質問する。

一 カジノ管理委員会は四月三日までに十一回開かれていたようだが、公表されている議事要旨はあまりに簡潔で、どのような協議をしているのか明らかでない。もっと詳細な議事要旨ないし議事録を作成すべきではないか。

二 今年度、カジノ管理委員会の予算は三十八・一億円であり、そのうちカジノ管理委員会の職員の人件費に十五・六億円、カジノ管理委員会規則の作成経費などに八・三億円となっているが、約百人程度いるカジノ管理委員会の事務局職員は、新型コロナウイルス対策に政府が総力を結集している中、日々どのような業務をしているのか。

三 世界的な新型コロナウイルス感染症拡大によって、どの国もインバウンド観光の推進どころではなく、カジノも閉鎖の危機に及んでいると考える。このような世界情勢、リーマンショック以上の経済不況が見込まれるなかで、これまでの予測に基づくカジノの計画では採算性の面からも全く現実的ではないことは容易に分かる。世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の現状において、各国のカジノ施設の状態をどのように把握しているか。

四 カジノ管理委員会の予算三十八・一億円はまさに不要不急の予算であり、新型コロナウイルス感染症対策予算に振り替えるべきと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

五 先の質問主意書（質問第一六二号）において、三月十日の参議院内閣委員会における赤羽担当大臣の発言中、「状況の変更であつたらまた検討しなければいけない」との答弁について、現下の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえると、「状況の変更」はあつたのではないかと問うたが、答弁がなかった。あらためて伺うが、現下の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえると、「状況の変更」はあつたのではないか。

六 五の「状況の変更」はあつたらまた検討しなければいけない」との答弁にある検討の中身は、認定申請期間の延期を含む、政府としてのIR推進のプロセス自体の見直しも含まれるのか。

七 二〇一九年平均のドル百九・〇五円で計算すれば、ラスベガス・サンズによると、昨年のラスベガス・サンズのグループ全体の世界での売上高は、約一兆五千億円である。そのうちカジノの売上高は約一兆七百億円で、純利益は約三千六百億円のところ、二〇一九年一月から三月の純利益はプラス約八百十四億円であつたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け今年には約五十五億円の赤字となっている。横

浜市は初期投資も年間の運営費も一兆円規模とする計画案を示していたが、回収すべき経費が巨額で、日本におけるＩＲカジノビジネスモデルの困難さが明白になったと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 七で述べた大きな「状況の変更」のもと、政府は、誘致を検討している都道府県等からの認定申請期間の案を変更して欲しい旨の要望を待つことなく、認定申請期間の延期を含むＩＲ推進のプロセスを根本から見直し、ＩＲカジノを我が国で推進すること自体を断念する検討を始めなければならない。

九 官房長官は事ここに及んでもなお五月十三日午後の会見で、ＩＲカジノは「観光立国を目指すのが国にとって不可欠」だと強弁しようだが、「新しい生活様式」において、日本型ＩＲで不可欠としているＭＩＣＥ（多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称）施設の利用は、どのように見込んでいるのか。新型コロナウイルスと共生しなければならぬ時代に、「明日の日本を支える観光ビジョン」におけるＭＩＣＥ誘致・開催の支援方針を根本から見直すとともに、日本型ＩＲの構想そのものも根本から見直すべきではないか。

内閣衆質二〇一第一九七号
令和二年五月二十六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員早稲田夕季君提出新型コロナウイルス対策を最優先し、ＩＲカジノの推進を断念するべきことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出新型コロナウイルス対策を最優先し、ＩＲカジノの推進を断念するべきことに関する質問に対する答弁書

一について

カジノ管理委員会事務局においては、カジノ管理委員会議事運営規程（令和二年一月十日カジノ管理委員会決定）に基づき、会議の審議過程を明らかにするため、会議の日時、会議の場所、会議の出席者、会議の概要を記載した議事録を作成しているところである。なお、御指摘の「公表されている議事要旨」は、当該議事録とは別に、会議の開催状況を適時に明らかにする観点から、会議開催後速やかに作成し、ホームページで公開しているものである。

二について

カジノ管理委員会事務局においては、カジノ管理委員会が、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第二百三十三条の規定に基づき設置された行政機関として、法に規定された事務を適切に処理する上で必要となる業務を行っているところである。

三について

御指摘の「各国のカジノ施設の状況については、報道等を通じて適切に把握するよう努めているところである。」

四について

政府としては、カジノ管理委員会が、法第二百三十三条の規定に基づき設置された行政機関として、法に規定された事務を適切に処理するために必要な経費を計上していると認識しており、御指摘のような「不要不急の予算である」とは考えていない。

五、六及び八について

令和三年一月四日から同年七月三十日までとしている法第九条第十項の政令で定める期間の案については、観光庁が令和元年九月に実施した「区域整備計画の認定申請に係る意向調査」において「区域整備計画の認定申請を行うことを予定し、又は検討している。」と回答した都道府県等（法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）からヒアリングを行った上で作成したものであり、現時点においては、これらの都道府県等から当該期間の案を変更して欲しい旨の要望は受けていないことは先の答弁書（令和二年四月十七日内閣衆質二〇一第一六二号二）についてでお答えしたとおりであるが、政府としては、引き続き、これらの都道府県等の準備状況や意向を踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

七について

御指摘の「日本におけるＩＲカジノビジネスモデルの困難さ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、法第九条第十一項の規定による区域整備計画の認定の審査を行うに当たっては、設置運営事業等（法第五条第二項第三号に規定する設置運営事業等をいう。以下同じ。）について安定的な経営が可能であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に設置運営事業等を継続できること等について、厳正に審査を行うこととしている。

九について

我が国における特定複合観光施設区域（法第二条第二項に規定する特定複合観光施設区域をいう。以下同じ。）の整備は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、国際会議等に伴う

観光その他の交流の機会を充実させることを目的とするものである。また、法第五条第一項に規定する基本方針については、カジノ管理委員会から法第二条第一項に規定する特定複合観光施設及び特定複合観光施設区域における安全の確保についての意見が出されていること等を踏まえ、当該基本方針に感染症対策を含めた安全の確保についての事項を盛り込むことを検討しているところである。いずれにせよ、政府としては、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国民の不安が払拭された後には、反転攻勢し、官民を挙げたインバウンド復活への取組を進めていく考えである。

令和二年五月十四日提出
質問第一九八号

津波・洪水時における首都圏の地下街・地下鉄の浸水対策に関する質問主意書

提出者 青山 雅幸

津波・洪水時における首都圏の地下街・地下鉄の浸水対策に関する質問主意書

関東周辺で地震が頻発し、先日は千葉県・茨城県で太平洋プレートと北米プレートのプレート境界付近で地震が発生しました。空白地である東京で、内陸直下型大地震が起こることが懸念されています。また近年、記録的な豪雨により洪水等の大災害も多く発生をしています。このような状況の中、津波が発生した場合、また、記録的豪雨時に地震が発生し荒川などの堤防が決壊した場合、大きな人的被害の発生が想定されるのが地下街、地下鉄の浸水であります。そこで、首都圏の地下街・地下鉄における、津波、堤防決壊時の浸水対策、避難誘導に関して、政府の見解を伺います。

一 地下街、地下鉄への浸水対策として止水板や防水ゲート等のハード面の整備が進められているが、想定されるレベルの津波、洪水に対するハード面での浸水防止整備の進捗率はいかほどと認識しているか。

二 地下鉄では、大規模な浸水が起こり、かつ、車両が駅と駅の間で動けなくなった場合、乗客が避難をする時間的余裕がなく、多くの人命が失われることが想定されます。乗客の避難誘導に関してどのような対策が取られているか、以下の点について政府の見解を伺います。

1 地震発生時の地下鉄の脱線防止対策はどの程度進んでいるか。

2 地震発生直後、停電時に地下鉄が直近の駅まで速やかに運行できるシステムの導入の進捗率はいかほどか。

3 地震により軌道が損傷した場合、地震発生直後に運行させた電車が脱線する恐れがあるが、その防止策は取られているか。

4 JRや私鉄から地下鉄への乗り入れが進んでいるが、それらの車両も地下鉄の車両同様の対策が取られているか。

5 地震発生後、車両が駅と駅の間で運行不能となった場合、乗客が安全な場所に避難するためにかなりの時間を要する。避難のために必要と想定される時間内に乗客全員を避難させる対策はどの程度進んでいるか。

三 質問一、二の状況を踏まえて、首都圏の地下街、地下鉄における津波、堤防決壊時の浸水対策に関して、また地下鉄乗客の避難誘導に関して、今後どのような政策を講じていくつもりか。

右質問する。

内閣衆質二〇一九第八号

令和二年五月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員青山雅幸君提出津波・洪水時における首都圏の地下街・地下鉄の浸水対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山雅幸君提出津波・洪水時における首都圏の地下街・地下鉄の浸水対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「想定されるレベルの津波、洪水に対するハード面での浸水防止整備」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省が平成三十年九月に全国の地下街・公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るものをいう。以下同じ。）を対象に行った調査によると、首都圏に所在する地下街は二十四箇所であり、そのうち当該地下街の地下街管理会社等から当該地下街の出入口若しくは換気・通気口のいずれかにおいて又はこれらのいずれにおいても止水板の設置等の浸水防止対策を実施済みであるとの回答があったものは二十一箇所である。また、同省が令和元年六月に全国の鉄道事業者を対象に行なった調査によると、首都圏の地下鉄事業者（東京地下鉄株式会社、東京都交通局及び横浜市交通局をいう。以下同じ。）が設置する地下駅

は二百八十五駅であり、そのうち当該地下駅の出入口の止水板の設置等の浸水防止対策の実施が完了しているとの回答があったものは二百二駅である。

二の1及び3について

地震発生時の地下鉄の脱線対策としては、地震発生時に速やかに列車を停止させること及び施設の耐震補強を行うことが有効であると考えられており、首都圏の地下鉄事業者においては、沿線に設置した地震計で一定の揺れを検知した場合に速やかに列車を停止させるシステムの導入及び施設の耐震補強の実施が完了していると承知している。さらに、首都圏の地下鉄事業者においては、地震発生後、その震度等に応じて、施設の点検等の安全の確認を行った上で、列車の運行を再開することとして承知している。

二の2について

お尋ねの「システムの導入の進捗率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、首都圏の地下鉄事業者が運行している路線のうち、蓄電池を搭載しており停電時にも走行可能な車両を導入しているものは一事業者の二路線であり、変電所に蓄電池を設置しており停電時にも車両への電力供給を可能としているものは三事業者の五路線の全線又は一部区間であると承知している。

二の4について

お尋ねの「地下鉄の車両同様の対策」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、首都圏の地下鉄事業者が運行する路線に乗り入れている一部の鉄道事業者においては、蓄電池を搭載しており停電時にも走行可能な車両の導入が進められていると承知している。

二の5について

首都圏の地下鉄事業者においては、地震発生時に列車が駅間に停車した場合等の非常時を想定し、車内に避難に必要な降車用はしご等を配備するとともに、トンネル内に非常灯等を整備しており、また、乗務員等による乗客の降車誘導により、乗客を最寄りの駅等の安全な場所まで避難させる訓練を定期的に行っていることと承知している。

三について

お尋ねの「首都圏の地下街、地下鉄における津波、堤防決壊時の浸水対策」については、地下街の浸水対策としては、地下街管理会社等による浸水対策の実施を促進するために、国土交通省において「地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン」や「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き」を策定し、技術的助言を行うとともに、地下街防災推進事業等により、地下街への雨水等の流入を防止する設備の整備等に対して支援を行っているところであり、引き続き、こうした支援を通じて対策を促進してまいりたい。また、地下鉄の浸水対策としては、首都圏の地下鉄事業者による浸水対策の実施を促進するために、同省において、都市鉄道整備事業等により、地下駅の出入口の止水板の設置やトンネルへの防水扉の設置等に対して支援を行っているところであり、引き続き、こうした支援を通じて対策を促進してまいりたい。

お尋ねの「地下鉄乗客の避難誘導」については、二の5についてでお答えした対応が適切に行われるよう、引き続き、首都圏の地下鉄事業者を指導してまいりたい。

令和二年五月二十八日 衆議院会議録第二十九号 議長の報告

令和二年五月十五日提出
質問 第一九九号

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症が流行している状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要である。そこで以下、質問する。

一 内閣府が各都道府県等に対し発出した「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和二年四月一日付け)、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和二年四月七日付け)及び「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和二年四月二十八日付け)(以下、「通知等」という。)における「災害」は、どの程度の災害を想定しているのか。

二 避難所運営については、「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等が策定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらのガイドライン等の改定を検討しているのか。

三 避難所における「三密」を避けるため、避難所・避難生活学会、人と防災未来センター、全国ボランティア支援団体ネットワーク(JVOD)等の各団体によって、段ボールベッドやパーティションの使用、十分なスペースの確保

などの具体的な対策案が提示されているが、政府は、自治体等に一人当たりの利用面積や通路の幅等の具体的基準を示すことを検討しているのか。また、各自治体においては、まずは新型コロナウイルス感染症対策を講じた形で指定避難所における収容可能人数を算定し、その結果に基づいて指定避難所以外に開設する必要がある避難所の数、収容人数等を見積もる必要があると考えるが、各自治体等に対してこうした具体的な助言等を行っていくのか。

四 通知等においては、市町村に避難所としてホテル・旅館等の活用を検討するよう求めているが、市町村において、その検討はどの程度進んでいるのか。これから本格的な出水期を迎えることから、各市町村においては速やかに検討を終える必要があると考えるが、政府としてどのような支援を行っていくのか。

また、ホテル・旅館等の民間施設を地方自治体が借り上げて避難所として開設する場合、各自治体が支払うこととなる借上げ費用、謝金等は、災害救助法による国庫負担の対象となるのか。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応のため、ホテル・旅館等を借り上げて開設された避難所について、災害救助法による国庫負担の対象となった事例はあるか。

五 指定避難所以外の避難所の開設については、五月十一日の参議院予算委員会において、武田防災担当大臣が、国の研修施設等で避難所に活用できるものを洗い出して自治体に提供できるような準備をしている旨を答弁しているが、提供可能な施設の数、具体的な施設名、各施設における収容可能人数等の情報を関係自治体に対して既に提供できているのか。まだ提供していない場合、いつまでに提供するのか。

六 政府は近年の災害においてはブッシュ型での物資等の供給を実施していると承知しているが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を行っている状況において、マスク、消毒液等の物資の確保や、発注から各避難所までの輸送の手順、流通体制等について、見直す必要はないのか。

七 今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、政府は、マスクや消毒液等の増産や円滑な供給に努めていると承知しているが、災害用に備蓄していたマスクを住民に配布している自治体もある。高齢者施設、社会福祉施設等へのマスク、消毒用アルコール等の備蓄の放出については、厚生労働省が本年三月十二日及び十三日に各都道府県等に対して事務連絡(都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について(依頼))を発出したと承知しているが、政府は、国の各機関及び各自治体が備蓄から提供したマスク、消毒液等の数量を把握しているのか。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が収束していない状況下で「南海トラフ地震」や「首都直下地震」等の大規模災害が発生した場合に、現在の生産・増産体制でマスクや消毒液等の物資がどの程度不足すると分析しているのか。政府として各自治体における災害用の物資・資材の備蓄の状況を把握しているのか。把握していない場合、今後、把握していく考えはあるのか。各自治体等における物資・資材の備蓄について、具体的な品目、数量等の基準を策定し、周知していく必要はないのか。

右質問する。

内閣衆質二〇一九九号
令和二年五月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する災害を想定している。

二及び三について

「避難所運営」及び「避難所における「三密」に関するお尋ねについては、内閣府において、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、災害が発生した場合の避難所運営等に係る必要な留意事項として、都道府県等に対し、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和二年四月一日付け府政防第七百七十九号・消防第六十二号・健感発〇四〇一第一号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知)等を出したところである。引き続き、地方公共団体の意見を伺いながら、関係省庁と連携し、適切な助言を行う等必要な対応を行ってまいりたい。

四について

お尋ねの「検討」の状況及び「支援」については、本年五月十四日から十五日にかけて内閣府

が避難所における新型コロナウイルス感染症対策について報道がなされた市町村や近年災害を経験した市町村のうち、三十六市町村を対象として実施した調査によると、十二市町村においてホテル・旅館等の活用を検討中であり、六市町村において今後検討する予定であると承知しており、引き続きホテル・旅館等の活用についての地方公共団体の検討状況を把握しつつ、より具体的な助言を行ってまいりたい。

また、「国庫負担」に関するお尋ねについては、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用される場合において、同法第十八条第一項の規定により都道府県知事等が支弁した同法第四条の規定による救助に要する費用が、同法第二十一条第一項の規定に基づき国庫負担の対象となること、同法第四条第三項の規定に基づき定められた災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条の規定に基づき、都道府県知事等は救助の程度、方法及び期間として、ホテル・旅館等の使用に係る費用について定めることができる。

なお、現時点において、御指摘の、各地方公共団体が新型コロナウイルス感染症拡大への対応のためにホテル・旅館等を借り上げて避難所が開設され、同法による国庫負担の対象となつた事例はない。

五について

「提供可能な施設」に関するお尋ねについては、各省庁において、所有する研修所、宿泊施設その他施設の貸出しが可能な施設があるかどうかを調査しているところであり、その上で、そのような施設がある場合には、関係する地方

公共団体に対して、その施設の関係する情報を速やかにお示しすることとしている。

六について

「ブッシュ型での物資等の供給」に関するお尋ねについては、大規模災害が発生した場合に、避難所における感染症対策を支援するため必要となるマスクや消毒液等の物資について、適切に確保、輸送し、必要な支援に努めることとしている。

七の前提について

国の各機関が備蓄するマスクについては、医療機関等におけるマスクの備蓄が減少したことを受け、「各都道府県の医療機関などに対する各省庁の機関が保有するマスクの送付について」（令和二年三月十日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡）により、厚生労働省から各省庁に対して、その備蓄するマスクを提供するよう依頼し、各省庁から提供された約二百五十万枚のマスクを医療機関等に配布した。なお、国の各機関が備蓄する消毒用アルコールについては、医療機関等に提供していない。

また、都道府県等が備蓄するマスクや消毒用アルコールについては、社会福祉施設等において、マスク等の衛生用品の安定的な確保が困難な状況が生じたことから、「都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について（依頼）」（令和二年三月十二日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、老健局高齢者支援課、老健局振興課及び老健局老人保健課事務連絡）及び「都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について（依頼）」（令和二年三月十三日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、

子ども家庭局保育課、子ども家庭局家庭福祉課、子ども家庭局子育て支援課、子ども家庭局母子保健課、社会・援護局保護課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課及び社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、都道府県等に対して、その保有するマスクや消毒用アルコール等を社会福祉施設等に提供しようお願いするとともに、備蓄を放出した場合には、厚生労働省に随時報告するよう求めており、当該放出した数量については、随時把握している。

七の後段について

「大規模災害が発生した場合」に「物資がどの程度不足すると分析しているのか」とのお尋ねについては、災害の種類や状況により被害が様々であることから、一概にお答えすることは困難である。

「各自自治体における災害用の物資・資材の備蓄の状況」の「把握」に関するお尋ねについては、食料、日用品、防災資機材、燃料等の災害用物資・資材について、毎年四月一日現在の各都道府県及び市町村における備蓄の状況を調査し、把握している。

「各自自治体等における物資・資材の備蓄」の「基準」に関するお尋ねについては、「防災基本計画」（令和元年五月三十一日中央防災会議決定）において、「市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める」とこととしている。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案

右

国会に提出する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 指定法人

第一節 電話リレーサービス提供機関 第八

条―第十九条

第二節 電話リレーサービス支援機関 第二

十条―第二十九条

第三章 雑則（第三十条―第三十一条）

第四章 罰則（第三十二条―第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電話が即時に隔地者間の意思疎通を行う手段として重要な役割を担っていることに鑑み、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関し、国等の責務、総務大臣による基本方針の策定、電話リレーサービス提供機関の指定、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金の交付等について定めることにより、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「聴覚障害者等」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音

声言語により意思疎通を図ることに支障がある者をいう。

2 この法律において「電話リレーサービス」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 聴覚障害者等からの電気通信回線を通じて求めに応じ、当該聴覚障害者等が指定した者に電話をかけ、手話その他総務省令で定める方法により、当該聴覚障害者等と当該電話を受けた者の意思疎通を仲介すること。

二 聴覚障害者等宛ての電話を受けて、当該聴覚障害者等に電気通信回線を通じてその旨を連絡し、手話その他総務省令で定める方法により、当該電話をかけた者と当該聴覚障害者等の意思疎通を仲介すること。

3 この法律において「電話リレーサービス提供機関」とは、第八条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

4 この法律において「電話リレーサービス提供業務」とは、第九条各号に掲げる業務をいう。

5 この法律において「電話リレーサービス支援機関」とは、第二十条の規定による指定を受けた者をいう。

6 この法律において「電話リレーサービス支援業務」とは、第二十一条各号に掲げる業務をいう。

(国の責務)

第三条 国は、聴覚障害者等、地方公共団体、電話提供事業者(電話の役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。)であつて、同法第五十条の二第一項又は第五十条の十一の指定を受けた者をいう。第五条及び次章第二節において同じ。)その他の

関係者と協力して、第七条第一項に規定する基本方針及びこれに基づく聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策の内容について、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(電話提供事業者の責務)

第五条 電話提供事業者は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化において自らが果たす役割の重要性に鑑み、情報通信技術その他の技術を活用し、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の重要性について理解を深めるとともに、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に必要な協力をするよう努めなければならない。

(基本方針)

第七条 総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針(以下この条及び次章第一節において「基本方針」という。)

を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の意義に関する事項

二 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策に関する基本的な事項

三 電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他電話リレーサービス提供業務に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する重要事項

3 総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 総務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章 指定法人

第一節 電話リレーサービス提供機関

第八条 総務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、電話リレーサービス提供業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス提供機関として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしてはならない。

一 第十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 その役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 第十四条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)

三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 総務大臣は、指定をしたときは、当該指定を受けた電話リレーサービス提供機関の名称及び住所、電話リレーサービス提供業務を行う事務所の所在地並びに電話リレーサービス提供業務の開始の日を公示しなければならない。

4 電話リレーサービス提供機関は、その名称若しくは住所又は電話リレーサービス提供業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第九条 電話リレーサービス提供機関は、基本方針に従つて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電話リレーサービスを提供すること。
二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電話リレーサービス提供業務規程)

第十条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程(以下この節において「電話リレーサービス提供業務規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 基本方針に適合し、かつ、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 電話リレーサービスの利用者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 総務大臣は、第一項の認可をした電話リレーサービス提供業務規程が電話リレーサービス提供業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、電話リレーサービス提供機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 電話リレーサービス提供機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第十一条 電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話

リレーサービス提供業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電話リレーサービス提供機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第十二条 電話リレーサービス提供機関は、総務大臣の許可を受けなければ、電話リレーサービス提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(区分経理)

第十三条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と電話リレーサービス提供業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第十四条 電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員を選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員

が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、第十条第一項の認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程に違反する行為をしたとき、又は電話リレーサービス提供業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、電話リレーサービス提供機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第十五条 電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、電話リレーサービス提供業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十六条 電話リレーサービス提供機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項及び第三十三条第二号において同じ。)を備え付け、電話リレーサービス提供業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電話リレーサービス提供機関に対し、電話リレーサービス提供業務に関し報告をさせ、又はその職員に、電話リレーサービス提供機関の事務所に立ち入り、電話リレーサービス提供業務の状況若しくは帳簿、書類その他

の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十八条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、電話リレーサービス提供機関に対し、電話リレーサービス提供業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十九条 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関が第八条第二項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて電話リレーサービス提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電話リレーサービス提供業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、又は第十条第一項の認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程によらないで電話リレーサービス提供業務を行ったとき。

令和二年五月二十八日 衆議院會議録第二十九号

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案及び同報告書

一一一

り指定を取り消し、又は同項の規定により電話リレーサービス提供業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による指定の取消しが行われた場合において、電話リレーサービス支援機関が当該指定の取消しに係る法人に交付した交付金(第二十一条第一号に規定する交付金をいう。以下この条において同じ。)がなお存するときは、当該法人は、電話リレーサービス支援機関に当該交付金を速やかに返還しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、総務大臣が、第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における交付金の取扱いその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第二節 電話リレーサービス支援機関

(電話リレーサービス支援機関の指定)
第二十条 総務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、電話リレーサービス支援業務を適正かつ確実に行うことができることと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス支援機関として指定することができる。

(業務)

第二十一条 電話リレーサービス支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金を交付すること。
- 二 電話リレーサービス支援業務に要する費用に充てるための負担金を徴収すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電話リレーサービス支援業務規程)

第二十二条 電話リレーサービス支援機関は、電

話リレーサービス支援業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス支援業務の実施方法その他の総務省令で定める事項に関する規程(第三項及び第四項において「電話リレーサービス支援業務規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該認可をしなければならない。

- 一 電話リレーサービス支援業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 聴覚障害者等及び電話提供事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 総務大臣は、第一項の認可をした電話リレーサービス支援業務規程が電話リレーサービス支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、電話リレーサービス支援機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 電話リレーサービス支援機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた電話リレーサービス支援業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第二十三条 電話リレーサービス支援機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十条の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。

らない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電話リレーサービス支援機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 電話リレーサービス支援機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(交付金の交付)

第二十四条 電話リレーサービス支援機関は、毎年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条及び次条において同じ。)、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供機関に対して、第二十一条第一号に規定する交付金(以下この条及び第二十八条第二項において単に「交付金」という。)を交付しなければならない。

2 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、総務省令で定める方法により交付金の額を算定し、電話リレーサービス支援業務諮問委員会の議を経て、当該年度の開始前に第二十条の規定による指定を受けた日の属する年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく、総務省令で定めるところにより、交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

3 電話リレーサービス支援機関は、前項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該認可を受けた交付金の額を公表しなければならない。

4 電話リレーサービス提供機関は、毎年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス支援機関が交付金の額の算定をするための資料として、当該算定に係る年度における電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額及び電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額その他総務省令で定める事項を電話リレーサービス支援機関に届け出なければならない。

(負担金の徴収)

第二十五条 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、電話提供事業者であつて、その事業の規模が総務省令で定める基準を超えるもの(以下この条及び次条において「特定電話提供事業者」という。)から、第二十一条第二号に規定する負担金(以下この節において単に「負担金」という。)を徴収しなければならない。

2 電話リレーサービス支援機関は、毎年度、総務省令で定める方法により負担金の額を算定し、電話リレーサービス支援業務諮問委員会の議を経て、当該年度の開始前に(第二十条の規定による指定を受けた日の属する年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務省令で定めるところにより、負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

3 電話リレーサービス支援機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法を特定電話提供事業者者に通知しなければならない。

4 特定電話提供事業者は、前項の規定による通知に従い、電話リレーサービス支援機関に対し、負担金を納付する義務を負う。

(負担金の納付の督促等)

第二十六条 電話リレーサービス支援機関は、前条第三項の規定による通知を受けた特定電話提供事業者がその納付期限までに当該通知に係る負担金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 電話リレーサービス支援機関は、前項の規定による督促をしたときは、当該督促に係る負担金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

3 電話リレーサービス支援機関は、第一項の規定による督促を受けた特定電話提供事業者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、当該報告に係る特定電話提供事業者の氏名又は名称及び当該特定電話提供事業者が第一項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付していない旨を公表しなければならない。

(資料の交付又は閲覧)

第二十七条 電話リレーサービス支援機関は、電話リレーサービス支援業務を行うために必要があるときは、電話提供事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた電話提供事業者は、遅滞なく、当該資料を電話リレーサービス支援機関に提出しなければならない。

3 総務大臣は、電話リレーサービス支援機関か

ら要請があつた場合において、電話リレーサービス支援業務を行うために特に必要があると認めるときは、電話リレーサービス支援機関に対し、必要な資料を交付し、又は閲覧させることができる。

(電話リレーサービス支援業務諮問委員会)

第二十八条 電話リレーサービス支援機関には、電話リレーサービス支援業務諮問委員会を置かなければならない。

2 電話リレーサービス支援業務諮問委員会は、電話リレーサービス支援機関の代表者の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他電話リレーサービス支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を電話リレーサービス支援機関の代表者に述べることができる。

3 電話リレーサービス支援業務諮問委員会の委員は、電話提供事業者及び聴覚障害者等の福祉に關して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、総務大臣の認可を受けて、電話リレーサービス支援機関の代表者が任命する。

(準用)

第二十九条 第八条第二項から第五項まで及び第十二条から第十九条までの規定は、電話リレーサービス支援機関及び電話リレーサービス支援業務について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは「第二十条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第十四条第二項及び第十九条第二項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第二十二条第一項」と、「電話リレーサービス提供業務規程」とあるのは「同項に規定する電話リレーサービス支援業務規程」と、同条第四項中「電話リレーサービス支援機関が」と

あるのは「第二十五条第一項に規定する特定電話提供事業者が」と、「交付した」とあるのは「納付した」と、「交付金」とあるのは「負担金」と、「第二十一条第一号」とあるのは「第二十一条第二号」と、「法人は」とあるのは「法人は、総務大臣が次条の規定により新たに指定する」と、「返還しなければ」とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「交付金の取扱い」とあるのは「電話リレーサービス支援業務の引継ぎ」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

(連絡及び協力)

第三十条 総務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、聴覚障害者等の福祉の増進に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(総務省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第八条第一項の規定による電話リレーサービス提供機関の指定及び第二十条の規定による電話リレーサービス支援機関の指定に關する申請の手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第四章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、電話リレーサービス提供業務又は電話リレーサービス支援業務に關し知り得た秘密を漏らした者
二 第十九条第二項(第二十九条において読み替へる場合を含む。)の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員
第三十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十二条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けずに業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
二 第十六条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
三 第十七条第一項(第二十九条において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、電話リレーサービス提供機関の指定に関する制度及び電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針を定めること。

2 総務大臣は、電話リレーサービスの提供の業務を適正かつ確実に実施できる者を、その申請により、電話リレーサービス提供機関として指定することができることとし、業務規律及び監督規律に関する規定を整備すること。

3 電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を、電話リレーサービス提供機関に対し交付することとし、当該交付金に係る負担金について、電話提供事業者に納付を義務付けること。

4 この法律は、公布の日から起算して九月を

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保する等の措置を講じようとする本法案は、おおむね妥当なものと認め、総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬものとすることが必要であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和二年五月二十六日

総務委員長 大口 善徳

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

(小字は修正)

(基本方針)

第七条 総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針(以下この条及び次章第一節において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の意義に関する事項

二 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策に関する基本的な事項

三 電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関

する事項その他電話リレーサービス提供業務に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する重要事項

3 総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、
○あらかじめ、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとし、

4 総務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

〔別紙〕

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電話リレーサービス提供機関及び支援機関の運営については、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえ、指導監督を行うこと。

二 電話リレーサービスのオペレーターについては、専門的な技術や知識を要することを踏まえ、手話通訳士、手話言語通訳者又はこれらと同等の資格や技能を有する者を基本とすること。また、オペレーターの養成カリキュラムの策定に当たっては、手話通訳者及び要約筆記者養成にかかる現行制度及び聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえて行うこと。

三 オペレーター人材を安定的に確保するため、その雇用条件が技能の特性に見合った適正なものとなるよう、電話リレーサービス提供機関に対して助言を行うこと。

四 電話リレーサービスに対する国民の理解を深めるための、教育活動、広報活動等について

は、地方公共団体、聴覚障害者団体及び聴覚障害者情報提供施設と協力して行うこと。

五 電話リレーサービスを用いた緊急通報については、警察、消防等の受理機関が確実に対応できるよう、地方公共団体等に対して周知徹底を図ること。

六 電話リレーサービスの利用にかかる聴覚障害者等の経済的負担について検証を行うこと。

七 本法の施行の状況について検討を加えるときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえること。

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第一条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 個人情報取扱事業者の義務(第十五条―第三十五条)」を「第一節 個人情報取扱事業者等の義務(第十五条―第三十五条)」とし、同条の二、第三十五條の三に、

「第三節 監督」を「第四節 監督」に、「第四節 民間団体による個人情報の保護

の推進(第四十七条―第五十八条)を」第六節
民間団体による個人情報の保護の推進(第四十
七条―第五十八条)に改める。

第二条第一項第一号中「第十八条第二項」の下
に「及び第二十八条第一項を加え、同条第七項
中「又は一年以内の政令で定める期間以内に消
去することとなるもの」を削り、同条第十項
を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八
項の次に次の二項を加える。

9 この法律において「仮名加工情報」とは、次
の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該
各号に定める措置を講じて他の情報と照合し
ない限り特定の個人を識別することができな
いように個人情報を加工して得られる個人に
関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該
個人情報に含まれる記述等の一部を削除す
ること(当該一部の記述等を復元すること
のできる規則性を有しない方法により他の
記述等に置き換えることを含む)。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該
個人情報に含まれる個人識別符号の全部を
削除すること(当該個人識別符号を復元す
ることのできる規則性を有しない方法によ
り他の記述等に置き換えることを含む)。

10 この法律において「仮名加工情報取扱事業
者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物
であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機
を用いて検索することができるように体系的
に構成したもののその他特定の仮名加工情報
を容易に検索することができるように体系的
に構成したものとして政令で定めるもの(第三

十五条の二第一項において「仮名加工情報
データベース等」という。)を事業の用に供し
ている者をいう。ただし、第五項各号に掲げ
る者を除く。

第七条第二項第六号中「及び」を「、仮名加工
情報取扱事業者及び」に改める。
第四章第一節の節名中「個人情報取扱事業者」
を「個人情報取扱事業者等」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。
(不適正な利用の禁止)

第十六条の二 個人情報取扱事業者は、違法又
は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ
がある方法により個人情報を利用してはなら
ない。

第二十条中「き損」を「毀損」に改める。
第二十二條の次に次の一条を加える。
(漏えい等の報告等)

第二十二條の二 個人情報取扱事業者は、その
取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損そ
の他の個人データの安全の確保に係る事態で
あつて個人の権利利益を害するおそれが大き
いものとして個人情報保護委員会規則で定め
るものが生じたときは、個人情報保護委員会
規則で定めるところにより、当該事態が生じ
た旨を個人情報保護委員会に報告しなければ
ならない。ただし、当該個人情報取扱事業者
が、他の個人情報取扱事業者から当該個人
データの取扱いの全部又は一部の委託を受け
た場合であつて、個人情報保護委員会規則で
定めるところにより、当該事態が生じた旨を
当該他の個人情報取扱事業者に通知したとき
は、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事
業者(同項ただし書の規定による通知をした
者を除く)は、本人に対し、個人情報保護委
員会規則で定めるところにより、当該事態が
生じた旨を通知しなければならない。ただ
し、本人への通知が困難な場合であつて、本
人の権利利益を保護するため必要なこれに代
わるべき措置をとるときは、この限りでな
い。
第二十三条第二項中「(要配慮個人情報を除
く。以下この項において同じ。)」を削り、同項
に次のただし書を加える。
ただし、第三者に提供される個人データが
要配慮個人情報又は第十七条第一項の規定に
違反して取得されたもの若しくは他の個人情報
取扱事業者からこの項本文の規定により提
供されたもの(その全部又は一部を複製し、
又は加工したものを含む)である場合は、こ
の限りでない。
第二十三条第二項中第五号を第七号とし、第
四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第
二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加
える。
四 第三者に提供される個人データの取得の
方法
第二十三条第二項中第一号を第二号とし、同
号の次に次の一号を加える。
一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業
者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては、その代表者(法人でない団体で
代表者又は管理人の定めのあるものにあつ
ては、その代表者又は管理人。以下この
条、第二十六条第一項第一号及び第二十七
条第一項第一号において同じ。)の氏名
第二十三条第二項に次の一号を加える。
八 その他個人の権利利益を保護するために

必要なものとして個人情報保護委員会規則
で定める事項

第二十三条第三項中「前項第二号、第三号又
は第五号」を「前項第一号に掲げる事項に変更が
あつたとき又は同項の規定による個人データの
提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から
第五号まで、第七号又は第八号」に、「変更する
場合は、変更する内容」を「変更しようとする
ときはあらかじめ、その旨に改め、「あらかじめ」
を削り、同条第五項第三号中「及び」を「並び
に」に改め、「名称」の下に「及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条
第六項中「利用する者の利用目的又は」を削り、
「若しくは名称を変更する場合は、変更する内
容について、あらかじめ」を「名称若しくは住
所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変
更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利
用する者の利用目的又は当該責任を有する者を
変更しようとするときはあらかじめ、その旨に
ついて」に改める。
第二十四条中「ものを除く。以下この条の下
に「及び第二十六条の二第一項第二号」を、「相
当する措置」の下に「(第三項において「相当措
置」という。)」を加え、「者を除く。以下この条
を「者を除く。以下この項及び次項並びに同号」
に改め、同条に次の二項を加える。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により
本人の同意を得ようとする場合には、個人情
報保護委員会規則で定めるところにより、あ
らかじめ、当該外国における個人情報の保護
に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報
の保護のための措置その他当該本人に参考と
なるべき情報を当該本人に提供しなければな
らない。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならぬ。

第二十五条第一項中「次条」の下に「第二十六条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同項ただし書中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十六条第一項第一号中「(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(個人情報取扱情報の第三者提供の制限等)

第二十六条の二 個人情報取扱事業者(個人情報関連情報データベース等(個人情報関連情報(生存する個人に関する情報であつて、個人情報報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。)を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の個人情報関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))を事業の用に供している者であつて、第二十五条各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。))は、第三者が個人情報関連情報(個人情報関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。))を個人データとして取得する

ことが想定されるときは、第二十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしていないで、当該個人情報関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人情報関連情報取扱事業者から個人情報関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定により個人情報関連情報取扱事業者が個人情報関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人情報関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第二十七条第一項第一号中「名称」の下に「及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏

名」を加え、同条第三号中「次条第一項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改める。

第二十八条第一項中「開示」を「電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示」に改め、同条第二項中「政令で定める方法」を「同項の規定により当該本人が請求した方法当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法」に改め、同条第三項中「全部又は」を「全部若しくは」に、「とき又は」を「とき」、「ときは」を「とき」、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときはに改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二十六条第三項の記録(その存否が明らかにすることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十二条第二項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

第三十条第一項中「第十六条」の下に「若しくは第十六条の二」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第五項中「第一項及び第三項」の下に「若しくは第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十二條の二第一項本文に規定する

事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱により当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第三十一条中「第二十八条第三項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「前条第五項」を「前条第七項」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第三十二条第一項中「第二十八条第一項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十四条において同じ。)」を加え、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「を特定する」を「又は第三者提供記録を特定する」に、「の特定」を「又は当該第三者提供記録の特定」に改める。第三十四条第一項及び第三項中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改める。第四十七条第一項中「個人情報取扱事業者等の個人情報報等」を「個人情報取扱事業者等(個人

以下この節において同じ。」に改め、同条第三

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事

(変更の認定等)

第四十九条の二 第四十七条第一項の認定(同

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の

第五十条第一項中「認定を」を「認定（前条第一

第五十一條第一項中「當該認定個人情報保護

この場合において、第五十三条第四項の規

令和二年五月二十八日 衆議院会議録第二十九号

第五十三条第一項中「又は」の下に「仮名加工

第四章第四節を同章第五節とする。

第四十一条中「前二節」を「前三節」に改める。

七条まで、第十八条(第一項、第三項及び第四

第三十五条の二第六項の規定により読み替えて

で、第一項ただし書の規定を第三十五条の二第

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

（第四項及び第五項を除く。）」に、「場合又は」を

六条の二第三項において読み替えて準用する第

えて準用する第二十条から第二十二條まで若し

を「第二十四条第一項若しくは第三項、第三十

から第八項まで」に、「場合又は」を「場合、個人

しくは同条第三項において読み替えて準用する

る命令をした場合において、その命令を受け

法律案及び同報告書

第二項、第五十八條の三において読み替えて準

第四十五條中「前二節」を「前三節」に改める。

第二節 仮名加工情報取扱事業者等の

(仮名加工情報の作成等)

を識別することができないようにするために

2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作

以下この条及び次条第三項において読み替え

ときは、削除情報等の漏えいを防止するため

3 仮名加工情報取扱事業者(個人情報情報取扱事

一七

じ。は、第十六条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十五条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ)を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第十八条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第十九条の規定は、適用しない。

6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十三条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の二第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第二十五条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか)とあり、及び第二十六条第

一項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十三条第五項各号のいずれか」とする。

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するため、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十五条第二項、第二十二條の二及び第二十七条から第三十四条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)
第三十五条の三 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ)を第三者に提供してはならない。

2 第二十三条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の三第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。

3 第二十条から第二十二条まで、第三十五条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために」とあるのは「ために」、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第六節 送達

(送達すべき書類)
第五十八条の二 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第四十二条第一項の規定による報告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第五十六条の規定による報告の徴収、第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。
2 第四十二条第二項若しくは第三項若しくは第五十七条の規定による命令又は前条第一項

の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第五十八条の三 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第五十八条の四 個人情報保護委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができ

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八條の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八條の規定により外国の管轄官庁に囑託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報

報保護委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第五十八条の五 個人情報保護委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三十九条に規定する処分通知等であつて第五十八条の二の規定により書類を送達して行うこととしてゐるものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第五十八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六十一条第二号中「個人情報の取扱いの下に」、「個人情報取扱い事業者における個人情報取扱いの取扱い、個人情報取扱い事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱いを」、「監督並びに個人情報」の下に、「仮名加工情報」を加える。

第七十五条を次のように改める。

(適用範囲)

第七十五条 この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の

提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

第七十六条第三項中「又は」を、「仮名加工情報又は」に、「の取扱い」を「個人情報取扱いを除く。以下この項において同じ。」の取扱いに改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(国際約束の誠実な履行等)

第七十八条の二 この法律の施行に当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

第八十四条を削り、第八十三条を第八十四条とし、第八十二条の次に次の一条を加える。

第八十三条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をしたを加え、三十万円を五十万円」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第八十六条中「第八十三条」を「第八十四条」に改める。

第八十七条第一項中「第八十三条から第八十五条までの」を「次の各号に掲げる」に、「又は人に対して」、「を」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対してに改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十三条及び第八十四条 一億円以下の罰金刑

二 第八十五条 同条の罰金刑

第八十八条第一号中「又は」を「(第二十六条の二第三項において準用する場合を含む。)又は」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「個人情報保護委員会規則で定めるところにより」を削り、「漏えい」の下に「滅失、毀損」を加え、「重大な事態」を「事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大いものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」に、「委員会に報告するものとする」を「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報番号利用事務等実施者が、他の個人情報番号利用事務等実施者から当該個人情報番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

第二十九条の四に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合には、個人情報番号利用事務等実施者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報

保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第五十七条第一項中「第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条の二までの」を「次の各号に掲げる」に、「又は人に対して」、「を」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対してに改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条 一億円以下の罰金刑

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正)

第三条 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(漏えい等の報告)

第二十四条の二 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい、滅失、毀損その他の医療情報等又は匿名加工医療情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大いものとして主務省令で定めるものが生じたときは、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を主務大臣に報告しなければならない。

第二十九条中「第二十四条」の下に、「第二十四条の二」を加え、同条の表第十七條第一項の項の次に次のように加える。

第二十四条の二
ならない

ならない。ただし、当該認定医療情報等取扱受託事業者が、認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者から当該医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者に通知したときは、この限りでない

第三十条第一項中「医療情報に」を「医療情報（偽りその他の不正の手段により取得したものを除く。以下この項において同じ。）に」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

第三十条第一項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第三十三条第一項第一号において同じ。）の氏名

第三十条第一項に次の一号を加える。

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして主務省令で定める事項

第三十条第二項中「前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ」を「前項第一号に掲げる事項に

変更があつたとき又は同項の規定による医療情報の提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、主務省令で定めるところにより」に改める。

第三十三条第一項第一号中「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人」を削る。

第三十七条第一項及び第二項中「第二十四条の下に」第二十四条の二を加える。

第四十六条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をしたを加え、」五十万円を「百万円」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 第二十二條（第二十九條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認定事業に関し知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的に利用した場合に、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条中「第三号及び第五号」を「第四号に、及び前条」を「第四十六条の二及び前条」に改める。

第四十九条第一項中「第四十四条から第四十七条までの」を「次の各号に掲げる」に、「又は人に対しても、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十四条から第四十六条まで 一億円

以下の罰金刑

二 第四十六条の二又は第四十七条 各本条の罰金刑

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正

規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（通知等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知することともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。（外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置）

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置)

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の第二項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があつたものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三条の規定による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第三十条第一項の規定により医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供しようとする者は、施行日前においても、主務省令で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による)。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第三項中「こと」を「を」を目途として「に」改める。

理 由

個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報等の外国における取扱いに対する個人情報の保護に関する法律の適用範囲を拡大するとともに、個人情報

に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報等の外国における取扱いに対する「個人情報の保護に関する法律」の適用範囲を拡大するとともに、個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 個人情報の保護に関する法律の一部改正

(一) 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報情報を加工したものを「仮名加工情報」と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規定を整備すること。

(二) 個人データの漏えい等の事態が生じたときの個人情報保護委員会への報告等についての規定を整備すること。

(三) 保有個人データの取扱いにより本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等における当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求についての規定を整備すること。

(四) 認定個人情報保護団体の認定は、対象と

する個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができるものとする。

(五) 個人情報保護委員会による命令等に違反した行為者及び法人に対する罰則の法定刑を引き上げること。

(六) 外国にある第三者に個人データを提供する場合における情報の提供についての規定を整備するとともに、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合についても、この法律を適用すること。

2 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」について、漏えい等報告に関する規定の整備、法定刑の引上げ等の所要の改正を行うこと。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報等の外国における取扱いに対する「個人情報の保護に関する法律」の適用範囲を拡大するとともに、個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和二年五月二十七日

内閣委員長 松本 文明
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

高度情報通信社会の進展に伴い集積される個人情報の利活用の際、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うことが、より良い社会環境の発展のために一層重要な課題になっていることを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 個人情報に関する定義等を政令等で定めるに当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧

に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。

二 匿名加工情報及び仮名加工情報の規定の趣旨が個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うものであることに鑑み、個人情報取扱事業者が匿名加工情報及び仮名加工情報を作成する際に必要となる基準を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、個人の権利利益の保護と個人情報の利活用との均衡について十分に配慮すること。

三 個人情報の漏えい等の報告及び本人への通知の義務化の対象を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、国民及び個人情報取扱事業者に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、義務化の対象となる要件を可能な限り明確

化するとともに、漏えい等事案の発生が認知されずに必要な措置が不十分になるような事態及び本人が被害・影響を被るような事態が生じないようにするために必要な措置を講ずるとともに、その運用状況や実態を踏まえ、更なる措置についても検討すること。

四 保有個人データの開示方法、第三者提供記録の本人開示、利用停止・消去権等の個人の権利の拡充に伴い、その目的と実効性を確保するため、消費者及び事業者等に分かりやすく、その趣旨等をガイドライン等で具体的に示すなど、必要な措置を講ずること。

五 個人関連情報の第三者提供の制限等については、その実効性を確保するために解釈基準を明確にするなど適切な運用を図られるようにするとともに、その運用状況を把握して適正な個人情報の保護と利活用について更なる検討を行うこと。

六 情報通信技術の急速な進展に伴い個人情報の利活用が高度化していることにより、データの利活用による個人の権利利益に対する影響が多様化していることから、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うよう、個人情報保護委員会は、民間の実態を常に広く把握し、制度面を含めた検討を随時行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

森林組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和二年五月十五日

参議院議長 山東 昭子
衆議院議長 大島 理森殿

森林組合法の一部を改正する法律

森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 解散」を「第五節 解散、合併、吸収分割」に改め、「一、解散」の下に「合併」を加える。

第四条の見出しを「事業の目的等」に改め、同条中「旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない」を「目的とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合は、その事業を行うに当たつては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

第二十六条の二第二項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第二項中「議決を」を「決議に」改める。

第二十七条の見出しを「組合員である資格」に改め、同条第一項中「たる資格」を「である資格」に改め、同項第一号中「たる」を「である」に、「同一の世帯に属する者」を「の推定相続人」に改め、「二人」を削り、同項第二号中「たる」を「である」に改める。

第三十四条を次のように改める。
第三十四条 削除

第三十七条第一項第一号中「たる」を「である」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第四十四条第九項中「たる」を「である」に改め、同条に次の二項を加える。

10 第九条第二項第三号に規定する組合員の生産する林産物その他の物資の販売の事業を行う組合にあつては、理事のうち一人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

11 組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏

りが生じないように配慮しなければならない。
第四十五条第二項ただし書及び第三項並びに第五十五条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第六十一条の見出しを「総会の決議事項」に改め、同条第一項中「議決」を「決議」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業の全部の譲渡又は第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡

第六十三条の見出しを「特別決議事項」に改め、同条第二号中「又は合併」を「合併、第八十八条の二第二項に規定する吸収分割又は第八十八条の十二第二項に規定する新設分割」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 事業の全部の譲渡又は第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業の全部の譲渡第六十五条の二第二項及び第二項中「議決」を「決議」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。
出資組合が出資一口の金額の減少をする場合には、当該出資組合の債権者は、当該出資組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

第六十六条第二項中「出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して」を「前項に規定する場合には、当該出資組合は、あらかじめ」に改め、同項第二号中「前項の財産目録及び」を「当該出資組合の」に改める。

第七十一条の見出し及び同条第一項中「てん補」

を「填補」に改め、同条第二項中「てん補」を「填補」に改め、同項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第七十七条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第四項ただし書中「たる」を「である」に改め、同条第五項中「たる」を「である」に、「その会日」を「創立総会の日」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 解散、合併、吸収分割及び清算

第八十四条第一項中「総会の議決を経て」を削り、「締結しなければ」を「締結して、総会の決議により、その承認を受けなければ」に改め、同条第四項中「において」の下に、「第六十六条第一項並びに第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「合併」とを加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第八十四条の二第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改める。

第八十四条の三第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 合併によつて消滅する組合 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで

イ 第八十四条第一項の総会の日の二週間前の日

ロ 第八十四条第四項において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二 合併後存続する組合 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ 第八十四条第一項の総会の日(前条第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会の決議の日)の二週間前の日

ロ 前号ロに掲げる日
第八十四条の四第二項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第八十五条第三項中「第四十四条第九項本文」の下に、「第十項及び第十一項」を加え、「理事」を「の理事」に改める。

第八十八条の次に次の見出し及び八条を加える。

(吸収分割の手続)

第八十八条の二 出資組合は、吸収分割(出資組合がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の出資組合又は出資連合会(第百一条第二項に規定する出資連合会をいう。以下この項及び次条第一項第三号イにおいて同じ。)に承継させることをいう。以下この節において同じ。)をすることができ、この場合においては、吸収分割をする出資組合(以下「吸収分割組合」という。)とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割組合から承継する出資組合又は出資連合会(以下「吸収分割承継組合等」という。)とは、吸収分割契約を締結しなければならない。

2 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等は、吸収分割契約について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 次に掲げる場合には、吸収分割承継組合等の理事は、前項の総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収分割承継組合等が承継する吸収分割組合の債務の額として農林水産省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収分割承継組合等が承継する吸収分割組合の資産の額として農林水産省令で定める額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合

二 吸収分割承継組合等が吸収分割組合に対し

て交付する金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)(吸収分割承継組合等に対する出資を除く。)の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合
第八十八条の三 吸収分割契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等の吸収分割後の名称、地区及び主たる事務所の所在地

二 吸収分割承継組合等が吸収分割組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

三 吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収分割承継組合等に対する出資であつて、吸収分割承継組合等が出資連合会であるときは、当該出資の口数又はその口数の算定方法

ロ 当該金銭等が吸収分割承継組合等に対する出資であつて、吸収分割承継組合等が出資組合であるときは、当該出資の口数又はその口数の算定方法及び吸収分割がその効力を生ずる日に吸収分割組合がその組合員に対して交付する吸収分割承継組合等の出資の割当てに関する事項(吸収分割承継組合等の組合員とならない吸収分割組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。)

ハ 当該金銭等が吸収分割承継組合等に対する出資以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定

方法

四 吸収分割承継組合等の準備金に関する事項
五 その他農林水産省令で定める事項

2 吸収分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、第七十九条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び第八十八条の二第一項に規定する吸収分割によつて同項に規定する吸収分割組合の組合員であつて同項に規定する吸収分割承継組合等の組合員とならないものの利益が不当に害されるおそれがある場合」と読み替えるものとする。

第八十八条の四 吸収分割組合が吸収分割によつて吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額の合計額(出資の割当てを受けない吸収分割組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に対して交付する金銭の額を加えた額)が吸収分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合における吸収分割組合の吸収分割については、第八十八条の二第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

2 吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額(出資以外の財産も交付する場合にあつては、その帳簿価額の合計額を加えた額)が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合

(第八十八条の二第三項各号のいずれかに該当する場合を除く。)における吸収分割承継組合等の吸収分割についての同条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

3 前二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う吸収分割組合又は吸収分割承継組合等は、その旨を吸収分割契約に定めなければならない。

4 吸収分割組合又は吸収分割承継組合等が第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合においては、当該吸収分割組合又は吸収分割承継組合等は、吸収分割についての理事会の決議の日から二週間以内に、当該吸収分割の相手方である吸収分割承継組合等又は吸収分割組合の名称及び住所、吸収分割を行う時期並びに第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う旨を公告し、又は組合員若しくは組合員に通知しなければならない。

5 吸収分割組合の総組合員(准組合員を除く。)の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割組合に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

6 吸収分割承継組合等の総組合員(准組合員を除く。)又は総会(第四百四条第一項ただし書に規定する准会員を除く。)の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)又は会員(同項ただし書に規定する准会員を除く。)が第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割承継組合等に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行ったときは、第二項の規定

により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

(準用規定等)

第八十八条の五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第三号を除く。)、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条及び第六十七条第二項中「出資組合」とあるのは「出資組合又は出資連合会」と、第六十六条第一項中「が出資一口の金額の減少」とあるのは「(第百一条第二項に規定する出資連合会をいう。以下同じ。)」が吸収分割(第八十八条の二第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合(第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合をいう。以下同じ。)」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の二第二項の総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の五第一項」と、同項第二号中「合併後存続する組合」と

あるのは「吸収分割承継組合等(第八十八条の二第一項に規定する吸収分割承継組合等をいう。以下同じ。)」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十八条の二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員(第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合(同条第五項の通知があつた場合を除く。)」は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第二項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割組合の理事は、吸収分割承継組合等の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継組合等が承継した吸収分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割組合又は吸収分割承継組合等の組合員、所屬員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 第六十八条及び第六十九条の規定は、第八十

八条の三第一項第三号ロの規定による交付については、適用しない。

(吸収分割による権利義務の承継)

第八十八条の六 吸収分割承継組合等は、吸収分割がその効力を生ずる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割組合の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、吸収分割組合の債権者であつて、前条第一項において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの(同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。))は、吸収分割契約において吸収分割後に当該吸収分割組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該吸収分割組合に対して、当該吸収分割組合が吸収分割がその効力を生ずる日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割組合の債権者であつて、前条第一項において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継組合等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該吸収分割承継組合等に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 吸収分割組合又はその組合員(吸収分割承継組合等の組合員とならないものを除く。))は、吸収分割がその効力を生ずる日に、第八十八条の三第一項第三号イ又はロに掲げる事項について

の吸収分割契約の定めに従い、当該吸収分割承継組合等の会員又は組合員となる。

(労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用)

第八十八条の七 吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、吸収分割組合は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割(吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ)」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第二項に規定する吸収分割(以下「分割」という。同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八十八条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(吸収分割の無効の訴えについての会社法の準用)

第八十八条の八 会社法第八百二十八条第一項(第九号に係る部分に限る。及び第二項(第九号に係る部分に限る。、第八百三十四条(第九号に係る部分に限る。、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。並びに第八百四十六条の規定は吸収分割の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項(第六号に係る部分

に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第九号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、所屬員(森林組合法第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、所屬員、理事、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「組合員又は所屬員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)
第八十八条の九 第八十八条の二から前条までに定めるもののほか、吸収分割に関し必要な事項は、政令で定める。
第九十二条中「第五十七條」を削る。
第三章第一節の節名中「解散」の下に「合併」を加える。

第百条第二項中「から第五十七條まで」を「第五十六條」に、「第四号」を「(第五号)」に、「議決」を「決議」に改め、「第五十七條中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」とを削り、「第六十一条第一項第六号」の下に「及び第六十三條第四号中「第九條第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業」とあるのは「第九十三條第一項の事業」と、同項第七号を加え、「同項第七号中「組合」を「同項第八号中「組合」に改め、同条第

四項中「除く。」の下に「の規定は組合の解散について」を、「第八十五條」の下に「(第三項を除く。)」並びに第八十六條を、「まで」の下に「の規定は組合の合併について」を加え、「並びに第九十條」を「及び第九十條」に、「組合の解散及び」を「組合の」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第百条の三第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「第四号」を「第五号」に改め、同条第六項中「第六十六條第二項第一号」を「第六十六條第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更(第百条の三第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。)」を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と、同条第二項第一号に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「旨」との下に、「第六十七條第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」とを加える。

第百条の四第一項、第百条の七第二項及び第百条の十五第一項中「議決」を「決議」に改める。
第百条の十八中「第六十六條第二項第一号」を「第六十六條第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更(第百条の十五第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。)」を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と、同条第二項第一号に改め、「旨」との下に、「第六十七條第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」とを加える。

第百条の二十第一項中「議決」を「決議」に改める。
第百条の二十四中「第六十六條第二項第一号」を「第六十六條第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更(第百条の二十第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。)」を」と、「出資

一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と、同条第二項第一号に、「と、第百条の三第二項」を「と、第六十七條第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と、第百条の三第二項に改める。
第百一条の二第二項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に改める。
第百六條を次のように改める。

第百六條 削除

第百七條の見出しを「(総会の決議事項)」に改め、同条中「議決」を「決議」に改め、同条第一号中「及び第三号から第六号まで」を「第三号から第五号まで及び第七号」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 事業の全部の譲渡又は第百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡

第百八條の二第六項中「森林組合連合会」を「連合会」に改める。

第百八條の三の次に次の見出し、八條、見出し及び八條を加える。

(吸収分割の手続)

第百八條の四 出資連合会は、吸収分割(出資連合会がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の出資連合会に承継させることをいう。以下この章において同じ。)をすることができ、この場合においては、吸収分割をする出資連合会(以下「吸収分割連合会」という。)とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割連合会から承継する出資連合会(以下「吸収分割承継連合会」という。)とは、吸収分割契約を締結しなければならない。

2 吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会は、

吸収分割契約について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 次に掲げる場合には、吸収分割承継連合会の理事は、前項の総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収分割承継連合会が承継する吸収分割連合会の債務の額として農林水産省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収分割承継連合会が承継する吸収分割連合会の資産の額として農林水産省令で定める額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合

二 吸収分割承継連合会が吸収分割連合会に対して交付する金銭等(吸収分割承継連合会に対する出資を除く。)の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

第百八条の五 吸収分割契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会の吸収分割後の名称、地区及び主たる事務所の所在地

二 吸収分割承継連合会が吸収分割連合会から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

三 吸収分割承継連合会が吸収分割に際して吸収分割連合会に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収分割承継連合会に対する出資であるときは、当該出資の口数又はその口数の算定方法

ロ 当該金銭等が吸収分割承継連合会に対する出資以外の財産であるときは、当該財産

の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四 吸収分割承継連合会の準備金に関する事項
五 その他農林水産省令で定める事項
2 吸収分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の認可について準用する。
第百八条の六 吸収分割連合会が吸収分割によつて吸収分割承継連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割連合会の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割連合会の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合における吸収分割連合会の吸収分割についての第百八条の四第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

2 吸収分割承継連合会が吸収分割に際して吸収分割連合会に対して交付する吸収分割承継連合会に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額(出資以外の財産も交付する場合にあつては、その帳簿価額の合計額を加えた額)が吸収分割承継連合会の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割承継連合会の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合(第百八条の四第三項各号のいずれかに該当する場合を除く。)における吸収分割承継連合会の吸収分割についての同条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

6 吸収分割承継連合会の総会(准会員を除く。)の六分の一以上の会員(准会員を除く。)が第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割承継連合会に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

第百八条の七 第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第三号を除く。)、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割(第百八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)

を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第三項中「合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同条第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員(第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合(同条第五項の通知があつた場合を除く。)」は、この限りでない」と、同条第二項中「合

3 前二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会は、その旨を吸収分割契約に定めなければならない。

4 吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会が第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合においては、当該吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会は、吸収分割についての理事会の決議の日から二週間以内に、当該吸収分割の相手方である吸収分割承継連合会又は吸収分割連合会の名称及び住所、吸収分割を行う時期並びに第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う旨を公告し、又は会員に通知しなければならない。

ばならない。

4 吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会が第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合においては、当該吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会は、吸収分割についての理事会の決議の日から二週間以内に、当該吸収分割の相手方である吸収分割承継連合会又は吸収分割連合会の名称及び住所、吸収分割を行う時期並びに第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う旨を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5 吸収分割連合会の総会(准会員を除く。)の六分の一以上の会員(准会員を除く。)が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割連合会に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

6 吸収分割承継連合会の総会(准会員を除く。)の六分の一以上の会員(准会員を除く。)が第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割承継連合会に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行つたときは、第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

第百八条の七 第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第三号を除く。)、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割(第百八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)

を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第三項中「合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同条第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員(第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合(同条第五項の通知があつた場合を除く。)」は、この限りでない」と、同条第二項中「合

を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第三項中「合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同条第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員(第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合(同条第五項の通知があつた場合を除く。)」は、この限りでない」と、同条第二項中「合

を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第三項中「合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同条第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員(第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合(同条第五項の通知があつた場合を除く。)」は、この限りでない」と、同条第二項中「合

を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第三項中「合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同条第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員(第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合(同条第五項の通知があつた場合を除く。)」は、この限りでない」と、同条第二項中「合

併後存続する組合」とあるのは、吸収分割承継連合会と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八八条の六第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割連合会の理事は、吸収分割承継連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継連合会が承継した吸収分割連合会」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会の所屬員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(吸収分割による権利義務の承継)

第八八条の八 吸収分割承継連合会は、吸収分割がその効力を生ずる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割連合会の権利義務を承継する。

履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割連合会の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継連合会に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該吸収分割承継連合会に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 吸収分割連合会は、吸収分割がその効力を生ずる日に、第八八条の五第一項第三号に掲げる事項についての吸収分割契約の定めに従い、吸収分割承継連合会の会員となる。

(労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用)

第八八条の九 吸収分割に伴う労働契約の承継に關しては、吸収分割連合会は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二條第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二條から第八條までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二條第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割(吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ)」とあるのは「森林組合法第八八条の四第一項に規定する吸収分割(以下「分割」という。同法第四條第四項、第五條第三項並びに第六條第二項及び第三項中「会社法第七百五十九條第一項、第七百六十一條第一項、第七百六十四條第一項又は第七百六十六條第一項」とあるのは「森林組合法第八八条の八第一項」と読み替えるものとするほか、必要な

技術的読替えは、政令で定める。

(吸収分割の無効の訴えについての会社法の準用)

第八八条の十 会社法第八百二十八條第一項(第九号に係る部分に限る。及び第二項(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十五條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。並びに第八百四十六條の規定は吸収分割の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第六項、第八百七十條第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第九号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「所屬員(森林組合法第九十一條第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「所屬員、理事、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「所屬員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「所屬員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第八八条の十一 第八八条の四から前条までに定めるもののほか、吸収分割に關し必要な事項は、政令で定める。

(新設分割の手続)

第八八条の十二 二以上の出資組合又は出資連合

会は、新設分割(二以上の出資組合又は出資連合会がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する出資連合会に承継させることをいう。以下同じ。)をすることができる。この場合においては、新設分割をする出資組合又は出資連合会(以下「新設分割組合等」という。)は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

2 新設分割組合等は、新設分割計画について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならない。

第八八条の十三 新設分割計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割によつて設立する出資連合会(以下「新設分割設立連合会」という。の)第九百九條第三項において準用する第四十二條第一項各号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立連合会の定款で定める事項

三 新設分割設立連合会が新設分割組合等から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利・義務に關する事項

四 新設分割組合等が新設分割に際して取得する新設分割設立連合会に対する出資の口数又はその口数の算定方法

五 新設分割組合等に対する前号の出資の割当てに關する事項

六 新設分割設立連合会の準備金に關する事項

七 その他農林水産省令で定める事項

2 新設分割は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第七十八條第二項、第七十九條及び第八十條の規定は、前項の認可について準用する。

第八八条の十四 新設分割組合等が新設分割によつて新設分割設立連合会に承継させる資産の帳

簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一（これを下回る割合を新設分割組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合における新設分割についての第百八条の十二第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

2 前項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う新設分割組合等は、その旨を新設分割計画に定めなければならない。

3 新設分割組合等が第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合においては、当該新設分割組合等は、新設分割についての理事会の決議の日から二週間以内に、新設分割設立連合会の名称及び住所、新設分割を行う時期並びに同項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う旨を公告し、又は組合員若しくは会員に通知しなければならない。

4 新設分割組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）又は会員（准会員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該新設分割組合等に対し書面をもつて新設分割に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行うことはできない。

(準用規定)

第百八条の十五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三（第一項第一号を除く。）、第八十四条の四第二項、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「新設分割（第百八条の十二第

一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。）を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」第八八条の十二第二項に規定する新設分割組合等をいう。

とあるのは「第百八条の十二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、同号口中「前号口に掲げる日」とあるのは「第百八条の十五において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日 whichever is earlier」と、同項第三号中「合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、第八十五条第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「出資組合にあつては組合員（准組合員を除く。）、第百一条第二項に規定する出資連合会にあつては

会員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは、第四十四条第十項及び第十一項並びに第百五条本文」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七条の第二項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合等の理事は、新設分割設立連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立連合会が承継した新設分割組合等」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は新設分割設立連合会の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設分割による権利義務の承継)
第百八条の十六 新設分割設立連合会は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割組合等の権利義務を承継する。

の債権者であつて、前条において読み替へて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立連合会に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立連合会に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4. 新設分割組合等は、新設分割設立連合会の成立の日に、第百八条の十三第一項第四号及び第五号に掲げる事項についての新設分割計画の定めに従い、当該新設分割設立連合会の会員となる。

（労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用）

第百八条の十七 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合等は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

前項の規定にかかわらず、新設分割組合等の債権者であつて、前条において読み替へて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの（同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、新設分割計画において新設分割後に当該新設分割組合等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割組合等に対して、当該新設分割組合等が新設分割設立連合会の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第一項の規定にかかわらず、新設分割組合等

2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第二項に規定する新設分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第百八条の十六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(新設分割の無効の訴えについての会社法の準用)

第百八条の十八 会社法第百二十八条第一項(第十号に係る部分に限る。)及び第二項(第十号に係る部分に限る。)、第百三十四条(第十号に係る部分に限る。)、第百三十五条から第百三十九条まで、第百四十三条(第一項第一号から第三号まで及び第二項ただし書を除く。)、並びに第百四十六條の規定は新設分割の無効の訴えについて、同法第百六十八條第六項、第百七十条第二項(第六号に係る部分に限る。)、第百七十条の二、第百七十一条本文、第百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第百七十二條の二、第百七十三条本文、第百七十五条及び第百七十六條の規定はこの条において準用する同法第百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第百二十八條第二項第十号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、所屬員(森林組合法第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、所屬員、理事、監事、清算人」と、同法第百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「組合員又は所屬員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第十二条、第三十三條及び第三十五條に改め、同条第三項中「」の下に「、第四十五條第三項中「合併」とあるのは「合併又は第百八条の十二第一項に規定する新設分割」と、第六十三條第二号中「第百八条の二第一項」とあるのは「第百八条の二第一項若しくは第百八条の四第一項」と、同条第四号中「第九條第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業」とあるのは「第百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業」とを加え、同条第五項中「第八十四條から」の下に「第百八条までの規定は連合会の合併について、第百八十九條から」を加え、「規定は、」を「規定はに改め、「解散及び」を削り、「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、「第四十四條第九項本文」の下に「第十項及び第十一項を、」第百五十五條の下に「並びに第百九條第三項において準用する第四十四條第十項及び第十一項を加える。」

第百五十五條の見出し及び同条第一項中「議決を」決議に改める。

第百六十六條を次のように改める。

第百六十六條 削除

第百二十二條第一項第六号の三中「、第六十六條第一項第八十四條第四項(第百條第四項、第百八条の三第二項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。)、第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。」を削り、「第八十四條の三第一項(第百條第四項、第百八条の三第二項を「第百八十四條の三第一項(第百八条の五第一項、第百條第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五)」に、「第八十七條の二第二項(第百條第四項、第百八条の三第二項を「第百八十七條の二第二項(第百八条の五

第百九條第二項中「及び第三十二條」を、「第三十二條」を「第八十七條の二第二項(第百八条の五

第一項、第百條第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五に改め、同項第七号を削り、同項第六号の四中「第百條第四項、第百八条の三第二項を第百八条の五第一項、第百條第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十二号及び第十三号の二中「第百八条の三第二項を「第百八条の五第一項、第百八条の三第二項及び第百八条の十五」に改め、同項第十四号中「第六十六條を「第六十六條第二項」に改め、」において「の下に「読み替えて」を加え、「又は」を「第百八条の五第一項において読み替えて準用する第六十六條第二項若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資組合若しくは出資連合会の第八十八條の二第一項に規定する吸収分割をし、」に、「したを」し、第百八条の七において読み替えて準用する第六十六條第二項若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資連合会の第百八条の四第一項に規定する吸収分割をし、又は第百八条の十五において読み替えて準用する第六十六條第二項若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資組合若しくは出資連合会の新設分割をした」に改め、同項第十六号の二中「含む。」の下に「、第百八条の四第四項、第百八条の六第四項又は第百八条の十四第三項」を加え、同条第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

(組合員である資格に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に組合員である者は、この法律による改正後の森林組合法(以下「新法」という。第二十七條第一項第一号の規定にかかわらず、新法の規定による組合員とみなす。

(理事に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する森林組合及び森林組合連合会については、新法第四十四條第十項及び第十一項(これらの規定を新法第百九條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(出資一口の金額の減少等に関する経過措置)

第四条 新法第六十六條第一項及び第二項(これらの規定を新法第八十四條第四項(新法第百條第四項、第百八条の三第二項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。)、第百條第二項、第百條の三第六項、第百條の十八、第百條の二十四及び第百九條第三項において準用する場合を含む。))並びに第百八十四條第一項(新法第百條第四項、第百八条の三第二項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。)、第百條第二項、第百條の三第六項、第百條の十八、第百條の二十四及び第百九條第三項において準用する場合を含む。))及び第百八十四條第一項(新法第百條第四項、第百八条の三第二項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に決議される森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の出資一口の金額の減少若しくは合併、生産森林組合の組織変更(新法第百條の三第一項、第百條の十五第一項又は第百條の二十第一項に規定する組織変更をいう。又は森林組合連合会の権利義務の承継(森林組合法第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継をいう。以下この条において同じ。))について適用し、施行日前に議決された森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の出資一口の金額の減少若しくは合併、生産森林組合の組織変更(この法律による改正前の森

林組合法第百条の三第一項、第百条の十五第一項又は第百条の二十第一項に規定する組織変更をいう。）又は森林組合連合会の権利義務の承継については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 組合間の多様な連携手法の導入

(一) 森林組合及び森林組合連合会(以下「組合等」という。)が事業の全部又は販売事業等の全部若しくは一部を他の組合等に譲渡することを可能とする、事業譲渡の制度を導

入するものとする。

(二) 組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の組合等に承継させることを可能とする、吸収分割の制度を導入するものとする。

(三) 二以上の組合等がそれぞれの事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して新たに設立する森林組合連合会に承継させることを可能とする、新設分割の制度を導入するものとする。

2 正組員資格の拡大

森林所有者である個人の推定相続人であつて、当該個人が所有している森林についてその委託を受けて森林の経営を行うものうち、当該個人が指定する者については、定款で定めるところにより、正組員となる資格を有するものとする。

3 事業の執行体制の強化

(一) 組員又は所属員の生産する林産物その他の物資の販売事業を行う組合等にあつては、理事のうち一人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないものとする。

(二) 組合等は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。

(三) 組合等がその事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。

4 施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする。ただし、この法律の施行

の際現に存する組合等については、3の(一)及び(二)は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする。

二 議案の可決理由

本案は、森林組合の経営基盤の強化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和二年五月二十七日

農林水産委員長 吉野 正芳

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

森林組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、森林経営管理制度や国有林野における樹木採取権制度の創設等を受けて、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合には、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じた山元への一層の利益還元を進めていく役割が期待されている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 組合間の多様な連携手法の導入に当たっては、その活用を通じて地域の森林整備の確実な実施と販売事業の拡大による経営基盤の強化を図られるよう、制度を周知すること。また、多

様な連携手法を活用しない事業展開を進めようとする場合も含め、個々の森林組合の状況に応じて、経営基盤の強化に向けた自主的な取組を引き続き支援すること。

二 正組員資格の拡大については、その活用により後継者等が森林組合の運営に参画することが促進されるよう、制度の周知と森林経営への意識の醸成を図ること。また、森林組合及び地域の実情に即し、理事への女性や若年者の登用が進むよう環境整備を図ること。

三 森林組合による林産物販売等の強化を通じ、地域林業の活性化、ひいては、地域経済への貢献が図られるよう、販売事業又は法人経営に関し実践的な能力を有する理事の配置はもとより、地域の実情に応じ多様な連携手法の活用に向けた総合的な指導、支援を行うこと。

四 森林組合がその事業実施を通じて森林経営管理制度や樹木採取権制度の円滑な実施を始め地域の林業経営の重要な担い手としての役割を発揮することができるよう、人材の育成・確保、施業技術の向上等に係る必要な支援を行うこと。併せて、林業従事者の所得の向上、労働安全対策を始めとする労働条件の改善に向けた対策の更なる強化を図ること。

五 台風等の自然災害による森林被害が頻発している現状に鑑み、災害からの復旧を迅速化するとともに、今後の災害発生を予防する観点から、倒木の防止や除去等を含め、間伐を始めとする適切な森林整備を推進すること。また、市町村が主体となった森林整備の着実な推進に向け、林地台帳の整備、境界の明確化、森林所有者の明確化等を一層推進すること。右決議する。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律

金融商品の販売等に関する法律の一部改正
第一条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融サービスの提供に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 金融商品の販売等(第三条―第十条)

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則(第十一条―第二十三条)

第二節 業務(第二十四条―第三十二条)

第三節 経理(第三十三条・第三十四条)

第四節 監督(第三十五条―第三十九条)

第五節 認定金融サービス仲介業協会(第四十条―第五十条)

第六節 指定紛争解決機関(第五十一条―第七十三条)

第七節 雑則(第七十四条―第八十四条)

第四章 罰則(第八十五条―第百二条)

第五章 没収に関する手続等の特例(第百三条―第百五条)

附則

第一章 総則

第一条中「事項等及び」を「事項」に、「並びに金融商品販売業者等が行う」を「その他の」に、「係る勧誘の適正の確保のための措置について」を「関する事項を」に改め、「定める」の下に「とともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保する」を、「より」の下に「金融サービスの提供を受ける」を加える。

第十条を削る。

第九条第一項中「以下」の下に「この条及び第九十七条において」を加え、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「行おうとする」を「行う」に改め、「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第五条とする。

第三条第一項中「行おうとする」を「行う」に改め、「(以下)の下に」の章において「を」を加え、同条第三項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第五項第二号中「規定に規定する」の下に「有価証券(を)」、「規定する有価証券」の下に「にあつては、当該有価証券」を加え、「又は」を「をいい」に改め、「権利」を削り、同条第七項第一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「この法律」を「この章」に改め、同項第一号中「預金、貯金、定期積金又は銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する掛金を」に、「同項」を「銀行法第二条第四項」に改め、同項第三号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同項

第四号中「保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる」及び「(以下この号において「保険契約」という。)」を削り、同項第五号中「第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項を」を「第二条第二項に改め、「権利をいい」を削り、同項第六号口中「金銭債権」の下に「(有価証券)を加え、「に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利」を「にあつては、当該有価証券に表示される権利をいう。)」に改め、同項第八号中「金融商品取引法第二条第二十一項に規定する」及び「同条第二十三項に規定する」を削り、同条第二項中「この法律」を「この章」に改め、同条第三項中「この法律」を「この章及び第四章」に改め、同条第四項を削り、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条及び章名を加える。

(定義)

第二条 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する掛金をいう。

2 この法律において「保険契約」とは、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。

3 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。

5 この法律において「外国市場デリバティブ

取引」とは、金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。

第二章 金融商品の販売等

本則に次の三章を加える。

第三章 金融サービスの仲介業

第一節 総則

(定義)

第十一条 この章及び次章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

2 この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号口及び第二号二(2)並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。)その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかをを行う業務をいう。

一次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介

イ 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号二(2)及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。)

ロ 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号二(7)において同じ。)

ハ 信用金庫

ニ 信用金庫連合会

ホ 労働金庫 ヘ 労働金庫連合会 ト 信用協同組合	チ 協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(5)において同じ。)	リ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(3)において同じ。)	又 農業協同組合連合会(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(3)において同じ。)	ル 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(4)において同じ。)	ヲ 漁業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(4)において同じ。)	ワ 水産加工業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(4)において同じ。)	力 水産加工業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(4)において同じ。)	コ 農林中央金庫 二 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割
引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介(貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。)が顧客のために行うものを除く。)	三 第一号イからヨまでに掲げる者のために行う為替取引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介	3 この章において「保険媒介業務」とは、保険業法第二百七十六条の登録を受けている特定保険募集人(同条に規定する特定保険募集人という。第十五条第一号又及び第二号二(10)において同じ。)及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人(同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。)並びに損害保険会社(同法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。)、同法第二百七十六条の登録を受けている損害保険代理店(同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人の役員(代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。及び使用人並びに特定少額短期保険募集人(同法第二百七十五条第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。))以外の者が次に掲げる者と顧客との間における保険契約(当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介を行う業務をいう。	一 保険会社(保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。)	二 外国保険会社等(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。)	三 少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。)	4 この章において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。)であつて第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)を行うもの及び金融商品仲介業者(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号二(11)並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)以外の者が次に掲げる行為(他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。)を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。)のいずれかを行う業務をいう。	一 次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買(当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の媒介(金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。)	イ 第一種金融商品取引業(金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。又
は投資運用業(同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。)を行う金融商品取引業者	ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関	二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引(これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の委託の媒介	三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。若しくは有価証券の売出し(同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。)の取扱い又は有価証券の私募(同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。)の取扱い(これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。))	四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約(金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二條第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。)(当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資				

一 任契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。)(当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)(の締結の媒介 5 この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)(の締結の媒介(他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号(第二号を除く。))に掲げるものを除く。))を行う業務をいう。 6 この章及び次章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。 7 この章及び次章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。 8 この章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。 9 この章及び次章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。 10 この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情(金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。))を処理する手続をいう。 11 この章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争(金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第六節において同	じ。))について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。 12 この章及び次章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。 13 この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。 14 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。 (登録) 第十二条 金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。 (登録の申請) 第十三条 前条の登録を受けようとする者(以下第十五条までにおいて「登録申請者」という。))は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。))の氏名又は名称 三 金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地 四 業務の種別(預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。以下同じ。)) 五 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、貸金業貸付媒介業務に関して広告又は	勧誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの 六 電子金融サービス仲介業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの)により行う金融サービス仲介業務をいう。第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。))を行う場合にあっては、その旨 七 他に事業を行うときは、その事業の種別 八 その他内閣府令で定める事項 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからハまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面 二 登録申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)) 三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類 四 登録申請者が預金等媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面 五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第五号イ、ロ、ハ(2)を除く。))、二(同号ハ(2)に係る部分を除く。))又はホ(同号ハ(2)に係る部分を除く。))のいずれにも該当しないことを誓約する書面 六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面 七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う	場合にあっては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面 八 その他内閣府令で定める書類(登録の実施) 第十四条 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 (登録の拒否) 第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 次のいずれかに該当する者 イ 金融サービス仲介業者であつた者が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(1)において同じ。))を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの ロ 銀行主要株主(銀行法第二条第十項に
---	---	--	--

規定する銀行主要株主をいう。次号二(2)において同じ。)であつた者が同法第五十二條の十五第一項の規定により同法第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社(同法第二條第十三項に規定する銀行持株会社をいう。同号二(2)において同じ。)であつた者が同法第五十二條の三十四第一項の規定により同法第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた者が同法第五十二條の五十六第一項の規定により同法第五十二條の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可(当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ハ 特定信用事業代理業者(農業協同組合法第九十二條の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号二(3)において同じ。)であつた者が同法第九十二條の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二條の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(3)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過

しないもの

ニ 特定信用事業代理業者(水産業協同組合法第六條第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号二(4)において同じ。)であつた者が同法第六條第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六條第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(4)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 信用協同組合代理業者(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号二(5)において同じ。)であつた者が同法第六條の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(5)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 信用金庫代理業者(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五條の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号二(6)において同じ。)であつ

た者が同法第八十九條第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五條の二第二項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ト 長期信用銀行主要株主(長期信用銀行法第十六條の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主をいう。次号二(7)において同じ。)であつた者が同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社(同法第十六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号二(7)において同じ。)であつた者が同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者(同法第十六條の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。同号二(7)において同じ。)であつた者が同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可(当該認可

又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

チ 労働金庫代理業者(労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九條の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号二(8)において同じ。)であつた者が同法第九十四條第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九條の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

リ 農林中央金庫代理業者(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五條の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号二(9)において同じ。)であつた者が同法第九十五條の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五條の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(9)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

又 特定保険募集人であつた者が保険業法

第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた者が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(ロ)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ル 金融商品取引業者であつた者が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者(同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号二(ロ)において同じ。)であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者(同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号二(ロ)において同じ。)であつた者が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者(同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。同号二(ロ)において同じ。)であつた者が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務(同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家

等特例業務をいう。ル及び同号二(ロ)において同じ。)の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた者が同法第二項において読み替へて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者(同法第二十六条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号二(ロ)において同じ。)であつた者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者(同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。同号二(ロ)において同じ。)であつた者が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号二(ロ)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

ヨ 貸金業者であつた者が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四

条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(ロ)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号二(ロ)において同じ。)から五年を経過しないもの

ワ この法律、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合法による金融事業に関する法律、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、信用金庫法、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)、銀行法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、農林中央金庫法若しくは信託業法(平成十六年法律第五十四号)その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約(貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。)の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

力 金融サービス仲介業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

ヨ 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者

タ 金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

レ 電子金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ソ 認定金融サービス仲介業協会等(認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの(第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。)をいう。ソにおいて同じ。)に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則(金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則(当該者又はその役員(相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。)若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。)を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

二 法人である場合にあっては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その

刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 次のいずれかに該当する者

(1) 金融サービス仲介業者であつた法人が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社であつた法人が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた法人が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可(当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可

を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者であつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会であつた法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(4) 特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十一条の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であつた法

人が同法第二百二十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であつた法人が中小企業等協同組合法第六十二条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六十一条において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は信用協同組合代理業者であつた法人が協同組合による金融事業に関する法律第六十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十一条の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(6) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であつた法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七

条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であつた法人が同法第八十九条第五項において読み替へて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。をを受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(7) 長期信用銀行であつた法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消された場合、長期信用銀行主要株主であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であつた者が同法第十七条において準用する銀行法

第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。をを受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であつた法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であつた法人が同法第九十四条第三項において読み替へて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可(当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む)を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(9) 農林中央金庫であつた法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は農林中央金庫代理業者であつた法人が同法第九十五条の四第一項において読み替へて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員(経営管理委員を含む)であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 特定保険募集人であつた法人が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた法人が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(11) 金融商品取引業者であつた法人が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であつた法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条

第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において読み替へて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者であつた法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であつた法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた法人が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年

を經過しないもの (12) 貸金業者であつた法人が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を經過しないもの ホ 次のいずれかに該当する者 (1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (2) 銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令に規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定によ		り解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (4) 水産業協同組合法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (6) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任
		を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (7) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (8) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は労働金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員(経営管理委員を含む。)若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項(同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十第二項、第六
十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 (11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を經過しない者 ヘ 前号イからホまでのいずれかに該当する者 三 個人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者 イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者 ロ 金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第五号ホにおいて同じ。)が前号イからヘまでのいずれかに該当する者 四 預金等媒介業務を行う場合にあっては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者 五 保険媒介業務を行う場合にあっては、次のいずれかに該当する者 イ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人		

口 保険募集人(保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。以下の節において同じ。)(保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。)(又は保険仲立人の役員若しくは使用人) ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者 (1) 第二号イからハまで又はイ若しくは口のいずれかに該当する者 (2) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集(保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。)(に關し著しく不適当な行為をした者 (3) 保険募集人(保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。)(又は保険仲立人 ニ 法人である場合にあつては、役員のうちイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者のある者 ホ 個人である場合にあつては、金融サービス仲介業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者	六 有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、銀行その他政令で定める者 七 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、政令で定める使用人のうちに第二号イからハまでのいずれかに該当する者のある者 (変更登録等) 第十六条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。 2 第十四条第一項各号を除く。及び前条第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号(第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。)」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは「一次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務を」とあるのは「一次条第一項の変更登録により保険媒介業務を」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「一次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは「一次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。 3 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 第十三条第一項各号(第四号及び第六号	を除く。)(に掲げる事項に変更があつたとき 当該金融サービス仲介業者 二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき 当該金融サービス仲介業者 三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき その金融サービス仲介業を廃止し、承継をさせ、又は譲渡をした個人又は法人 四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき その相続人 五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者 六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人 七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人 ハ 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者 イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者 ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人 ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うもの又は金融商品仲介業者 ニ 貸金業貸付媒介業務 貸金業者	九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき 内閣府令で定める者 4 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者(当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。)(となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。 5 内閣総理大臣は、第三項(第一号に係る部分に限る。)(の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。 6 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録は、その効力を失う。 (銀行法等の特例) 第十七条 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかわらず、保険媒介業務を行うことができ(保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十二條第二項及び第二十八條第二項において同じ。)(の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。))。 2 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第
--	---	---	---

九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

3 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

4 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行うときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

5 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

(電子金融サービス仲介業務に関する特例)
第十八条 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、電子決済等代行業(同法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

一 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法第一百七十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による水産業協同組合法第一百条第一項の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第七項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し
(6) 労働金庫法第九十四条第五項におい

て読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録の取消し

(8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

(9) 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
(1) 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 水産業協同組合法第百六条第四項の規定による同法第一百条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

(5) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(6) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 二 法人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。 イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者 ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者 (1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの (2) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの (3) 前号ロから二までのいずれかに該当する者 三 個人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。 イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者 ロ 前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者 2 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項(第一号及び第二号を除く)、第五十二	条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第九十二条の五の九、信用金庫法第八十五条の九、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項(電子金融サービス仲介業務に関する特例に規定する)」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めるところにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。 4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 第一項各号に掲げる要件に該当すること	を誓約する書面 二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類 三 その他内閣府令で定める書類 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。 (商号等の使用制限) 第十九条 金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。 (標識の揭示等) 第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を揭示しなければならない。 2 金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあつては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。 3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。 (名義貸しの禁止) 第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。 (保証金) 第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金	を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。 2 前項の保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等(顧客、顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約に関して保証人となつた者をいう。第四項及び次条第二項において同じ。)の保護を考慮して、政令で定める額とする。 3 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に依つて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。 4 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつてゐる金額に相当する金額の全部又は一部の供託すべき旨を命ずることができる。 5 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託(第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第九十一条第一号において同じ。)を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行つてはならない。 6 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生じた債権に関し、当該各号に定める者は、当
---	--	--	---

令和二年五月二十八日 衆議院会議録第二十九号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

該金融サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。	実行その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。	一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所 二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種類 三 第十一條第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他金融サービス仲介業者の権限に関する事項 四 第二十七條の規定の趣旨 五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項 六 その他内閣府令で定める事項
一 第十一條第二項第一号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者	九 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。	(金融サービス仲介業者賠償責任保険契約) 第二十三條 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業者に關して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、これを金融サービス仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。	二 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
二 第十一條第二項第二号に掲げる行為 当該行為により資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約を締結した者	十 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。	2 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービス仲介業者に対し、前項の規定により供託をしないことができる金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。	二十六條 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に關し、この法律又は他の法律に定めがあるものを除き、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に關して取得した顧客に關する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
三 第十一條第三項第三号に掲げる行為 当該行為により為替取引を内容とする契約を締結した者	十一 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行った第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。	第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四條 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	二十七條 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業務に關して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な關係を有する者として政令で
四 第十一條第三項に規定する媒介 当該媒介により保険契約を締結した保険契約者、当該保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者	十二 前各項に定めるもののほか、保証金に關し	第二十五條 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対しに掲げる事項を明らかにしなければならない。	
五 第十一條第四項第一号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者	三 金融サービスの登録が取り消されたとき。	第三項に定めるもののほか、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。	
六 第十一條第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者	三 金融サービスの登録が取り消されたとき。	第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四條 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	
七 第十一條第四項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者	三 金融サービスの登録が取り消されたとき。	第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四條 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	
八 第十一條第四項第四号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者	三 金融サービスの登録が取り消されたとき。	第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四條 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	
九 第十一條第五項に規定する媒介 当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に關して保証人となった者	三 金融サービスの登録が取り消されたとき。	第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四條 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	
七 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。	三 金融サービスの登録が取り消されたとき。	第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四條 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	
八 金融サービス仲介業者は、第六項の権利の	三 金融サービスの登録が取り消されたとき。	第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四條 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	

定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第二十八条 金融サービス仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定預金等媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が預金等媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に関する苦情処理措置(顧客等からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第六十二条第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。)

務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定保険媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が保険媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定保険媒介紛争解決機関との間で保険媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定保険媒介紛争解決機関が存在しない場合 保険媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合 有価証券等仲介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

四 当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)

ものをいう。以下この条において同じ。)

合において、同項第一号イの一の指定預金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの一の指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの一の指定有価証券等仲介紛争解決機関若しくは同項第四号イの一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関(以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。)の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第五十一条第一項の規定により指定が第七十三条第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)

二 前項第一号ロに規定する「顧客等」とは、顧客又は顧客以外の保険契約者等、資金需要者等(貸金業法第一条第六項に規定する資金需要者等をいう。若しくは債務者等(同条第五項に規定する債務者等をいう。)であつた者をいう。)

第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

三 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。

第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

四 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において適用しない。

第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当している場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなったとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当している場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなったとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当している場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなったとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

三 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当している場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなったとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣府令で定める期間

第五十二条の四十四第二項		第二条第十四項第一号		金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項第一号(定義)	
特定預金等契約		金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項(定義)に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等(金融サービスの提供に関する法律第二条第一項(定義)に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において同じ。)として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約(次条において「特定預金等契約」という。)			
代理及び媒介		媒介			
預金者等の		預金者等(預金者、貯金者及び定期積金の積金者(第二条第四項に規定する掛金の掛金者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)			
預金又は定期積金等		預金等			
代理又は媒介		媒介			
が所屬銀行		が相手方金融機関(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。)			

第五十二条の四十五第五号		当該所屬銀行		当該相手方金融機関	
代理又は媒介		媒介			
(所屬銀行)		(相手方金融機関)			
所屬銀行		相手方金融機関			
第三十条 保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。					
第二百九十三条		金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約(金融サービスの提供に関する法律第二条第二項(定義)に規定する保険契約をいう。以下同じ。)			
第二百九十四条第一項		(金融サービスの提供に関する法律第七十四条(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)の規定による届出が行われているものに限る。次条及び第三百条第一項において同じ。)			
は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集		の締結の媒介			
の保険募集		の媒介			
又はその代理若しくは媒介		の媒介			
、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集		の媒介又は自らが締結の媒介			
保険仲立人にあつては、内閣府令		内閣府令			
、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集		の媒介又は自らが締結の媒介			
第二百九十五条第一項		内閣府令			
第三百条第一項		の媒介又は自らが締結の媒介			

第三十条第一項第八号	締結した又は保険募集 又はその代理若しくは媒介 の媒介	当該保険会社等又は外国保険会社等の 金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介により当該保険契約者が締結する保険契約の相手方となる保険会社等又は外国保険会社等(以下この号において「相手方金融機関」という。)	保険会社等又は外国保険会社等を 相手方金融機関を
------------	-----------------------------------	--	-----------------------------

(金融商品取引法の準用)

第三十一条 金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四(第一号イ及びロ並びに第三号を除く。)及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十八条の二	投資助言・代理業又は投資運用業	有価証券等仲介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。第六十六条の十四において同じ。)
第三十八条の二第一号	投資一任契約若しくは第二号第八項第十二号イに掲げる	若しくは投資一任契約又はこれらの媒介に係る
第六十六条の十四第一号及び第二号	金融商品仲介業	有価証券等仲介業務
第六十六条の十四の二	として、 場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合	とし、又は一般投資家のために、 場合

2 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七号の二、第三十七号の三第三項、第三十七号の五、第三十七号の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七号の七、第三十八号第七号及び第八号、第三十八号の二並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。)、及び第四十五条第三号及び第四号を除く。の規定は、特定金融サービス契約(第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三十条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。)に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条	顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二号第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という)	特定金融サービス契約(金融サービス提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ)
第三十一条第一項第四号	同条第三十一条第一項第四号	第二号第三十一条第一項第四号
金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約	金融商品取引契約と同じ特定金融サービス契約	特定金融サービス契約
を過去	を過去	の締結の媒介を過去
締結した	締結した	行つた
を締結する	を締結する	の締結の媒介を行う
又は締結	又は締結	又は媒介
第三十四条の二第二項第三号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の二第五項第二号	締結する	締結の媒介を行う
第三十四条の三第二項第二号	締結をする	媒介を行う

第三十四条の三第二項第四号イ	と対象契約	の媒介により対象契約
第三十四条の三第二項第五号及び第六号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の三第四項第二号	締結する	締結の媒介を行う
第三十四条の三第十項及び第三十四条の四第五項	又は締結	又は媒介
第三十七条第二項	金融商品取引行為を行う	特定金融サービス契約を締結する
第三十七条の三第一項	を締結しようとする 交付しなければ	の締結の媒介を行う 交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約をいう。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の、特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）については保険契約者等（金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項に規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定金融サービス契約の内容その

第三十七条の三第一項第一号	の商号	住所	第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には	金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除
第三十七条の三第一項第五号	行う金融商品取引行為	住所（相手方金融機関が同条第三項第二号に規定する外国保険会社等である場合に於ては、支店等（保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。）の所在地）	顧客からの申出により特定金融サービス契約（特定保険契約を除く。次項において同じ。）の解除に伴い相手方金融機関に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において	支払

第三十七条の六第四項	又は違約金の支払を	その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、
	第一項の規定による	顧客からの申出により
第三十八条第一号	金融商品取引契約	特定金融サービス契約
	金融商品取引契約の締結又はその勧誘	特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介(特定預金等契約及び特定保険契約に係るものを除く。次号において同じ。)
第三十八条第二号	金融商品取引契約の締結の勧誘をする	特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介を行う
	有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))	特定金融サービス契約の締結
第三十九条第一項第一号	有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))	特定金融サービス契約
	損失	損失(特定保険契約にあつては、当該特定保険契約が締結されることにより顧客の支払う保険料の合計額が当該特定保険契約が締結されることにより当該顧客の取得する保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回る場合における当該保険料の合計額から当該保険金、返戻金その他の給付金の合計額を控除した金額をいう。以下この項、第三項及び第五項において同じ。)

第三十九条第一項第二号	有価証券売買取引等	有価証券等	ため	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
	有価証券等	有価証券等	ため	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
第三十九条第一項第三号	有価証券売買取引等	有価証券等	ため	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
	有価証券等	有価証券等	ため	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
第三十九条第二項各号	有価証券売買取引等	有価証券等	ため	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
	有価証券等	有価証券等	ため	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
第三十九条第三項	として内閣府令で定めるもの	として内閣府令で定めるもの	の提供	の提供(これらの行為のうち特定預金等契約及び特定保険契約に係るものを除く。)
	と金融商品取引業者等	と金融商品取引業者等	と相手方金融機関	と相手方金融機関
第三十九条第四項	第二条第八項第九号	金融サービス提供に関する法律第十一条第四項第三号	金融サービス提供に関する法律	金融サービス提供に関する法律
	金融商品取引行為	金融サービス提供に関する法律	金融サービス提供に関する法律	金融サービス提供に関する法律
第四十条第一号	金融商品取引行為	金融サービス提供に関する法律	金融サービス提供に関する法律	金融サービス提供に関する法律
	金融商品取引行為	金融サービス提供に関する法律	金融サービス提供に関する法律	金融サービス提供に関する法律
第四十五条第二号	締結した	締結した	締結した	締結した
	締結した	締結した	締結した	締結した

(貸金業法の準用)
第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条第四号を除く。、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条(第二項第五号を除く。、及び第二十二條の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条の六第一号	貸付けの契約	貸付けの契約(貸金業貸付媒介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。))に係るものに限る。以下同じ。)
第十二条の八第五項	貸付け	貸付け(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)
第十五条第一項第一号	の商号	及び貸主(金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。))が行う貸金業貸付媒介業務により顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。の商号
第十五条第二項	電磁的記録	電磁的記録(金融サービスの提供に関する法律第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一条第二項において同じ。)
第十六条第二項第二号	貸金業者	金融サービス仲介業者が行う貸金業貸付媒介業務の顧客若しくは貸主以外の貸金業者

第十六条の二第二項	を締結しよう	の締結又はその媒介をしよう
第十六条の二第二項第一号	締結する	締結し、又は当該契約が成立する
第十六条の二第二項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十六条の二第二項	を締結しよう	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。の締結又はその媒介をしよう
第十六条の二第二項第一号	締結する	締結し、又は当該極度方式基本契約が成立する
第十六条の二第二項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十六条の二第二項第二号	貸金業者	貸主
第十六条の三第一項第一号	貸金業者	貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者又は貸主
第十七条第一項	を締結した	の締結又はその媒介をした
第十七条第一項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十七条第二項	を締結した	の締結又はその媒介をした
第十七条第二項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十七条第二項第三号	貸金業者	貸主
第十七条第五項	を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。の締結又はその媒介をした
第十七条第六項	に係る契約を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。次条第三項において同じ。に係る契約の締結又はその媒介をした
第十九条の二	前条の帳簿	金融サービスの提供に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第三十三条 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第三十四条 金融サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書に記載されている事項のうち顧客の保護に必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、金融サービス仲介業を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により公表しなければならない。

第四節 監督

(報告又は資料の提出)

第三十五条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)又は貸金業貸付媒介業務により締結された資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約若しくは当該契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約について業として保証を行う者(次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。)に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入らせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(監督上の処分)

第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。

三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他金融サービス仲介業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者が、同条第二項の規定により適用する銀行法の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該金融サービス仲介業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

令和二年五月二十八日 衆議院會議録第二十九号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

五〇

3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。 一 第十五条第二号イからヘまでのいずれかに該当するとき。 二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合にあつては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ(2)若しくは(3)に該当するとき。	第五節 認定金融サービス仲介業協会 (認定金融サービス仲介業協会の認定) 第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。 一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。 二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第九十二条第六号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。 三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。 四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。	く命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査 五 金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供 六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等（第二十八条第二項に規定する顧客等をいう。第四十三条第一項及び次節において同じ。）からの苦情の処理 七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務 八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報 九 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務（会員名簿の統覧等） 第四十二条 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。	情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。 2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。 4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。 5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。 (認定金融サービス仲介業協会への報告等) 第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。 2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。 (秘密保持義務等) 第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役
4 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融サービス仲介業者の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。 5 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。 (登録の抹消等) 第三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。 一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。 二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失つたとき。	（認定金融サービス仲介業協会の業務） 第四十一条 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 会員が金融サービス仲介業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務 二 会員の行う金融サービス仲介業に関し、契約の内容の適正化その他金融サービス仲介業の顧客の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務 三 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその取り扱う情報の適正な取扱いのために必要な規則の制定 四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づ	2 認定金融サービス仲介業協会でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。 3 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。 (顧客等からの苦情に関する対応) 第四十三条 認定金融サービス仲介業協会は、金融サービス仲介業の顧客等から会員の行う金融サービス仲介業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事	情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。 2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。 4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。 5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。 (認定金融サービス仲介業協会への報告等) 第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。 2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。 (秘密保持義務等) 第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役

員若しくは職員又はこれらの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第四十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（業務規程）

第四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（報告又は資料の提出）

第四十八条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限

度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

（監督命令）

第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六節 指定紛争解決機関

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。）であること。

二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定

めるものを取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取

り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして

政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。）について異議（合理的理由が付されたものに限る。）を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

3 内閣府令で定める第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣府令で定める第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（指定の申請）

第五十二条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣府令で提出しなければならない。

一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

二 名称又は商号

三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は名称若しくは商号

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（秘密保持義務等）

第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員

若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定紛争解決機関の業務）

第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入金融サービス仲介業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。）若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）

第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 手続実施基本契約の締結に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加

入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項 五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等(以下この節において単に「当事者」という。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの	苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。 五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、金融サービス仲介業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。 六 加入金融サービス仲介業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的	二 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融サービス仲介業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、	となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合においては、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項 三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。 四 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。	二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。 三 指定紛争解決機関の実質的支配者等(指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者という。)又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者という。)を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととして指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。 四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法昭和二十五年法律第九十七号)第三條第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受け	となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合においては、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項 三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。 四 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。	二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。 三 指定紛争解決機関の実質的支配者等(指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者という。)又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者という。)を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととして指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。 四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法昭和二十五年法律第九十七号)第三條第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士	となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合においては、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項 三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。 四 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。	となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合においては、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項 三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。 四 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。	となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合においては、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項 三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。 四 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。
---	--	--	---	---	---	---	---	---	---

ることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱の方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見

又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」という。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

六 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものをいう。

一 当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等(以下この項において「当事者顧客等」という。)が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間において仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

七 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準

(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

(手続実施基本契約の不履行の事実の公表等)

第五十七条 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び金融サービス仲介業務関連紛争を未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

第五十八条 指定紛争解決機関は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)

第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

(苦情処理手続)

第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあったときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(紛争解決手続)

第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができ、

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けるときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七

号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関にお

ける紛争解決手続に相当する手続に付するところが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停(第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができ、

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客等が支払う料金に関する事項
二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争

解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日
二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名
四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの(時効の完成猶予)

第六十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がある旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可され、

又は第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知った日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。 (訴訟手続の中止) 第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。 一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。 二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によって当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対	しては、不服を申し立てることができない。 (加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧) 第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しななければならない。 (名称等の使用制限) 第六十六条 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。 (変更の届出) 第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。 (手続実施基本契約の締結等の届出) 第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。 二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。	(業務に関する報告書の提出) 第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。 (報告徴収及び立入検査) 第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (業務改善命令) 第七十一条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。 2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。 一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合 二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。) (紛争解決等業務の休廃止) 第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く)をし、又は廃止
---	---	---	--

をしようにするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならぬ。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。))から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

きる。

一 第五十一条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 不正の手段により第五十一条第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかったことが判明した場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

4 第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第七節 雑則

(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)

第七十四条 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(外務員の登録)

第七十五条 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行う者(以下この節において「外務員」という。)の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録簿に登録を受けなければならない。

一 有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利に

あつては、同項各号に掲げる権利を除く。)に係る次に掲げる行為

イ 第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為

ロ 次に掲げる行為

(1) 売買の媒介の申込みの勧誘

(2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二 前号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務(同項各号に掲げる行為をいう。第八十八条第七号において同じ。)を行わせてはならない。

(外務員の権限)

第七十六条 外務員は、金融サービス仲介業者に代わつて、前条第一項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

2 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合において、適用しない。

(金融商品取引法の準用)

第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十四条第三項	第一項	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項
第六十四条第三項第三号	第六十六条の二十五	前項(第六十六条の二十五
ハ	前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律第七十五条第二項	場合を含む。)
	若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者
	第一項に	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項に
	登録原簿	外務員登録原簿(同項に規定する外務員登録原簿をいう。第六十四条の六において同じ。)
第六十四条第六項	第一項	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項
第六十四条の二第二項第一号	第二十九条の四第一項第二号イからイまで	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イからイまで
第六十四条の二第二項第二号	外務員(若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者)	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者
第六十四条の二第二項第三号	外務員	前条第一項に規定する外務員
第六十四条の四	第六十四条第一項	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項
第六十四条の四第二号	第二十九条の四第一項第二号イ	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イ
第六十四条の四第三号	第二十九条の四第一項第二号ロからイまで	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号ロからイまで
第六十四条の五第一項第一号	第二十九条の四第一項第二号イからイまで	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イからイまで

第六十四条の五第一項第二号	金融商品取引業(登録金融機関にあつては、登録金融機関業務)のうち第六十四条第一項各号	金融サービス仲介業(金融サービスの提供に関する法律第十一
第六十四条の六	登録原簿	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項各号
第六十四条の六第二号	解散し	外務員登録原簿
第六十四条の六第二号	金融商品取引業(登録金融機関にあつては、登録金融機関業務)のうち第六十四条第一項各号	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項各号

(届出受理事務等の委任)
第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等(認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第九十九条において同じ。)に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務(以下この条において「届出受理事務」という。)であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替えて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第二項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務(以下この条第六項各号を除く。)及び第八十条において「登録事務」という。)であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る登録事務(前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものを除く。)をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等を定めて行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせるときは、当該届出受理事務又は登録事務を行わないものとする。

4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行うときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人の届出に関する事項又は外務員の登録に関する

る事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等は、第七十四条に規定する届出を受理した場合又は前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第五項の規定による登録、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。)若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等(次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。)が二以上ある場合(当該認定金融サービス仲介業協会等が次に掲げるもののみである場合を除く。)には、各認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

一 金融商品取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務(同条第一項に規定する登録事務をいう。次号において同じ。)を行う協会(同条第一項に規定する協会をいう。同号において同じ。)

二 金融商品取引法第六十六条の二十五にお

いて準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行う協会

7 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員が前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員の登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等が前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分をしない場合において、公益又は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分をすることを命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務若しくは登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により認定金融サービス仲介業協会等に行わせていた届出受理事務若しくは登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(登録手数料)

第七十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録する場合にあつては、認定金融サービス仲介業協会等)に納めなければならない。

2 前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。

(登録事務についての審査請求)

第八十条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第七十八条第一項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定金融サービス仲介業協会等の上級行政庁とみなす。

(内閣府令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(権限の委任)

第八十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が

自ら行うことを妨げない。

一 第三十五条第一項又は第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

二 第三十六条第一項又は第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

三 第四十八条第一項又は第二項の規定による権限(金融サービス仲介業(有価証券等仲介業務に係るものに限る。))の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。)

四 第四十九条第一項又は第二項の規定による権限

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(委員会に対する審査請求)

第八十三条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

(経過措置)

第八十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四章 罰則

第八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。
- 二 第二十一条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたとき。
- 三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為(運用実績運動型保険契約(同法第百条の五第一項に規定する運用実績運動

型保険契約をいう。第八十七条第三号において同じ。)に係るものに限る。)をしたとき。

四 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。

六 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。

七 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第三十八条第一項の規定による業務の一部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 三 第五十条の規定による命令に違反したとき。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十三条又は第五十二条の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
- 二 第二十九条において準用する銀行法第五十二条の四十五第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、

顧客以外の者(第十一条第二項第一号イからロまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為(運用実績運動型保険契約に係るものを除く。)をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の五の規定に違反したとき。

六 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

七 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の七の規定に違反したとき。

八 第三十二条において準用する貸金業法第十六条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

九 第三十二条において準用する貸金業法第十八条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十 第三十二条において準用する貸金業法第二十條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十二条において準用する貸金業法

第二十條第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十二 第三十二条において準用する貸金業法第二十條の二(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十三 第三十二条において準用する貸金業法第二十條の二(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反したとき。

十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十五 第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

十六 第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第五十八条の規定に違反したとき。

二十 第七十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の間に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 二十一 第七十一条第一項の規定による命令に違反したとき。 第八十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第二十二条第五項の規定に違反したとき。 二 第二十七条の規定に違反したとき。 三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。 四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したとき。 五 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による	申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。 六 第五十三条第一項の規定に違反したとき。 七 第七十五条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき。 第八十九条 前条第四号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。 2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八條の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と、同条第二項中「混和財産第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限り」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と読み替えるものとする。 第九十条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第二十二条第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかったとき。	二 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項又は第三十二条において準用する貸金業法第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。 三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十六条第一項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。 四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条(第六項及び第七項を除く。)の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。 五 第三十二条において準用する貸金業法第十五条第二項の規定に違反して、第十三条第一項第五号に掲げる事項又は同法第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録したとき。 六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による	よる申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。 第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。 一 第十八条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。 二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第一項の規定に違反したとき。 三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条(第四号を除く。)に規定する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をしたとき。 四 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。 五 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号(第五号を除く。)に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があった場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかったとき。 六 第四十二条第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。 七 第六十条又は第六十二条第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。 第九十三条 次の各号のいずれかに該当すると
--	--	--	--

きは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかったとき。 三 第七十二条第一項の認可を受けずに、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。 第九十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十九条の規定に違反したとき。 二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。 三 第三十条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。 四 第四十七条後段の規定に違反したとき。 五 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 六 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 七 第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。 八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 九 第七十八条第四項の規定に違反したとき。	第九十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第八十五条第七号を除く。又は第八十六条（第一号を除く）。三億円以下の罰金刑 二 第八十七条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く）。二億円以下の罰金刑 三 第八十八条第二号、第四号又は第五号一億円以下の罰金刑 四 第八十五条第七号、第八十六条第一号、第八十七条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第八十八条（第二号、第四号及び第五号を除く。）、又は第九十一条から前条まで 各本条の罰金刑 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。 一 第二十二条第四項又は第二十三条第二項の規定による命令に違反して供託しなかつた者 二 第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第九十七条 第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。 第九十八条 第四十二条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。 第九十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第一百一条において同じ。）、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、三十万円以下の過料に処する。 一 第三十七条の規定による命令に違反したとき。 二 第四十二条第一項又は第六十五条の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。 三 第七十八条第五項の規定に違反して届出を怠つたとき。 第一百条 第六十六条の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。 第一百一条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二條の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。	第二百二条 金融商品取引法第九章の規定は、この章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は同法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について準用する。 第五章 没収に関する手続等の特例 （第三者の財産の没収手続等） 第二百三条 第八十九条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百五条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。 2 第八十九条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。 3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十九条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。 4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三	第二百二条 金融商品取引法第九章の規定は、この章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は同法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について準用する。 第五章 没収に関する手続等の特例 （第三者の財産の没収手続等） 第二百三条 第八十九条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百五条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。 2 第八十九条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。 3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十九条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。 4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三
--	--	--	--

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十一年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第四百条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十八条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第二百五条 第八十八条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(農業協同組合法の一部改正)

第二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の六十六第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第三号に掲げる行為

第九十二条の三第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)」を受けている者を除く」に改める。

第九十二条の五の九第二項中「(1)又は(8)」を「(2)又は(9)」に、「同号(8)」を「同号(9)」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(1)の」を「(2)の」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号(1)又は(8)」を「前号(2)又は(9)」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「又は金融商品仲介業者を」若しくは「金融商品仲介業者又は金融サービスを」仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。以下同じ。に改め、同条第二項から第四項までの規定中「又は金融商品仲介業者を」若しくは「金融商品仲介業者又は金融サービスを」に改める。

第二十三条の八第一項中「又は登録金融機関」

を「登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改める。

第二十三条の十二第七項中「又は金融商品仲介業者を」若しくは「金融商品仲介業者又は金融サービスを」仲介業者」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「第六十六条の五十の登録」の下に「を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項第二号、第三号及び第五号を除く。の」規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)」を、「法律」の下に「若しくは金融サービスの提供に関する法律」を加え、同号ロに次のように加える。

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。の)規定による同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。の)取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に金融サービス仲介業者(同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業者をいう。)(9)及び次号へ(9)において同じ。))を廃止し、分割により金融サービス仲介業者に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業者に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしてい

た者を除く。で、当該届出の日から五

年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第一号ハ中「信託業法」を「金融サービスの提供に関する法律、信託業法」に改め、同項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービス仲介業者であつた法人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。の)規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。))を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号へに次のように加える。

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。の)規定による同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。の)取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつ

た法人とし、当該通知があつた日前に金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第二号中「第六十六条の六十三第三項の下に」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）を、「法律」の下に「若しくは金融サービスの提供に関する法律を加える。」

第三十三条の五第一項第一号中「第六十六条の五十の登録」の下に「を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を、「法律」の下に「若しくは金融サービスの提供に関する法律」を加え、同項第二号中「信託業法を「金融サービスの提供に関する法律、信託業法」に改める。

第五十条の二第一項に次の一号を加える。
八 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。第十一項及び第十二項において同じ。）が金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務

の種別の追加に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第五十条の二第二項中「前項各号」を「前項第一号から第七号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

11 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

12 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

第五十二条第三項中「第五十条の二第二項の下に」若しくは「第十一項」を加え、「失つたとき」を「失つたとき、」に改める。

第五十五条第一項中「第五十条の二第二項の下に」若しくは「第十一項」を加える。

第五十九条の四第一項第一号中「又は」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又は」に、「登録と」を「登録若しくは同法第十二条の登録と」に、「法律を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第二号中「貸金

業法若しくは」を「貸金業法」に、「又はこれら」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改める。

第六十条の三第一項第一号ト中「又は」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。トにおいて同じ。）を取り消され、又は」に、「登録と」を「登録若しくは同法第十二条の登録と」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十四条第三項第三号ハ中「を行つたことの有無を（第六十六条の二十五において準用する前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律第七十五条第二項に規定する外務員の職務を含む。ハにおいて同じ。）を行つたことの有無に、「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改め、同号ニ中「金融商品仲介業」の下に「又は有価証券等仲介業務」を加える。

第六十四条の二第一項第二号中「第六十四条の五第一項」の下に「（第六十六条の二十五及び金融サービスの提供に関する法律第七十七条において準用する場合を含む。）を、「外務員」の下に「（第六十六条の二十五において準用する前条第一項に規定する外務員及び同法第七十五条第一項に規定する外務員を含む。次号において同じ。）を加え、同項第三号中「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第六十六条の登録を受けている者又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の

登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

第六十四条の七第一項中「この条」の下に「（第六項各号を除く。）」を加え、同条第六項中「行う協会」の下に「次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）」を、「場合」の下に「（当該協会が次に掲げるもののみである場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第六十六条の二十五において準用する第一項の規定による同項に規定する登録事務を行う協会

二 金融サービスの提供に関する法律第七十八条第一項又は第二項の規定による同条第一項に規定する登録事務を行う同項に規定する認定金融サービス仲介協会等

第六十四条の七に次の一項を加える。
9 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により協会に登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により協会に行わせていた登録事務を行わせなければならないときは、その旨を公示しなければならない。

第六十六条の四第六号を削る。

第六十六条の十九第一項に次の一号を加える。
六 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第六十六条の二十第一項第一号中「第六十六条の四第一号から第五号まで」を「第六十六条の四各号」に改め、「除く。」の下に「のいずれか」を加える。

第六十七条の二第三項中「登録金融機関は、

登録金融機関業務」を「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 登録金融機関 登録金融機関業務

二 金融商品取引業又は登録金融機関業務に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者 当該業務

第八十条第二項中「又は金融商品仲介業者が、この法律を」若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が、この法律又は金融サービスの提供に関する法律に改める。

第八十二条第二項第一号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律又は「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第二号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改める。

第六十六条の十二第二項第二号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律又は「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改める。

第五百五十五条の三第二項第二号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律又は「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改める。

第五号を除く。)若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。)を取り消され、又は「に」、「免許」とを「免許若しくは同法第十二条の登録と」に改める。

第五百五十六条の四第二項第二号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律又は「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改める。

第五百五十六条の二十の四第二項第二号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律又は「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改める。

第五百五十六条の二十の十八第二項第二号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律又は「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改める。

第五百五十六条の二十五第二項第四号中「又はこの法律を」若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改める。

第五百五十六条の六十三及び第六百五十六条の六十四を次のように改める。
(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の提供等)
第五百五十六条の六十三 金融商品取引清算機関等(金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この章において同じ。)は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関(第五百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。)又は指定外国取引情報蓄積機関(外国において取引情報蓄積業務(取引情報の収集及び保存に関する業務をいう。以下同じ。)と同種類の業務を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の収集及び保存に係る取引情報を取引することが見込まれる者として内閣総理大臣が指定する者をいう。次項及び次条において同じ。)に対し、清算集中等取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引清算機関等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 第一項及びこの項の「取引情報」とは、投資者保護のため、金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報をいい、前二項の「清算集中等取引情報」とは、取引情報のうち、金融商品取引清算機関等が債務を負担した取引に係る情報であつて、前条各号に掲げる取引その他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引に関するものをいう。
(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の提供等)
第五百五十六条の六十四 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報(取引情報(前条第三項に規定する取引情報をいう。以下この章において同じ。)のうち、清算集中等取引情報(同項に規定する清算集中等取引情報をいう。第百九十八条の六第十七号の二において同じ。)を除いたものをいう。次項及び同号において同じ。)を提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により非清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、非清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第六条の五の十二項中「を除く」を「(会員名簿の縦覧等)を除く」に、「中」「前条」を「登録の申請」中「前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項の下に」「登録の実施」を、「第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ」の下に「登録の拒否」を加え、「(3)又は(8)」を「(4)又は(9)」に、「[同号二(8)]」を「[同号二(9)]」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「〔7〕まで」を「〔8〕まで」に、「〔3〕の」を「〔4〕の」に、「〔8〕まで」を「〔9〕まで」に、「前号二(3)又は〔8〕」を「前号二」を「〔9〕まで」に、「前号二(3)又は〔8〕」を「前号

二(4)又は(9)に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「利用者に対する説明等」を、「及び第二項の下に「登録の取消し等」を、「第五十二条の六十一の十八の下に「登録の抹消」を、「第五十二条の六十一の二十六の下に「定款の必要的記載事項」を加える。
(信用金庫法の一部改正)

第六条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二十三第一項第二号中「第二十八(定義)」を「第二十八条第八項(通則)」に改め、同項第三号中「(定義)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十五条第四項第三号に掲げる行為
第五十四条の二十三第一項第四号の二、第八号及び第九号中「(定義)」を削る。
第八十五条の三中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条(登録)の登録

(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者を除く」に改める。

第八十九条第一項中「第二十九条の下に「資産の国内保有」を加え、同条第五項中「内閣総理大臣の告示」を削り、同条第六項中「第五十二条の三十七第一項の下に「許可の申請」を加え、同条第七項中「内閣総理大臣の告示」を削り、同条第八項中「を」を「(会員名簿の縦覧等)を除くに、」中「前条を「登録の申請」中「前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項の下に「登録の実施」を、「第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ」の下に「(登録の拒否)を加え、「(4)又は(8)にを「(5)又は(9)に、「同号二(8)を「同号二(9)に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(4)の」を「(5)の」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号二(4)又は(8)を「前号二(5)又は(9)に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「利用者に対する説明等」を、「及び第二項」の下に「登録の取消し等」を、「第五十二条の六十一の十八の下に「登録の抹消」を、「第五十二条の六十一の二十五第二項」の下に「(秘密保持義務等)」を、「第五十二条の六十一の二十六の下に「定款の必要的記載事項」を加え、同条第九項中「内閣総理大臣の告示」を削り、同条第十項中「第五十二条の六十三第一項」の下に「(指定の申請)」を加え、「中」の「を」を「(指定紛争解決機関の業務)中「この」に改め、「第五十二条の六十六」の下に「(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)」を、「第五十二条の七十四第二項」の下に「(時効の完

成猶予)」を、「第五十二条の七十九第一号」の下に「(手続実施基本契約の締結等の届出)」を、「第五十二条の八十二第二項第一号」の下に「(業務改善命令)」を、「第五十二条の八十三第三項」の下に「(紛争解決等業務の休廃止)」を加え、「中」の「を」を「(指定の取消し等)中「」に改める。
(長期信用銀行法の一部改正)

第七条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第三号中「第二十八(定義)」を「第二十八条第八項(通則)」に改め、同項第四号中「(定義)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十五条第四項第三号に掲げる行為
第十三条の二第二項第五号の二中「(定義)」を削り、同項第七号中「(定義)」を削り、同項第九号及び第十号中「(定義)」を削り、同項第十二

号の二中「(銀行等による議決権の取得等の制限)」を削り、同条第三項中「又は第四百八条第一項を「(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)又は第四百八条第一項(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)」に改め、同条第四項第八号イ中「(兼営の認可)」を削り、同条第九項中「(銀行等による議決権の取得等の制限)」を削る。
第十六条の四第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十三条の二第二項第四号の二に掲げる会社
第十六条の四第一項第十一号の二及び第六項中「(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)」を削る。

第十六条の七中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条(登録)の登録(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者を除く」に改める。
(労働金庫法の一部改正)

第八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の五第一項第二号中「第二十八(定義)」を「第二十八条第八項(通則)」に改め、同項第三号中「(定義)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。

令和二年五月二十八日 衆議院會議録第二十九号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

六八

以下この号において同じ。のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第三号に掲げる行為

第五十八条の五第一項第四号の二及び第二項第二号中「(定義)」を削る。

第八十九条の四中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条(登録)の登録(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務の種類に係るものに限る。)」を受けている者を除く」に改める。

第九十四条第三項中「(内閣総理大臣の告示)」を削り、同条第四項中「第五十二条の三十七第七項の下に「許可の申請」を、「第五十二条の四十三の下に「(分別管理)」を、「第五十二条の四十四第一項第二号の下に「顧客に対する説明等)」を加え、同条第五項中「(内閣総理大臣の告示)」を削り、同条第六項中「(会員名簿の縦覧等)を除く」に、「中「前条」を「登録の申請中前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項」の下に「登録の実施」を、「第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ」の下に「登録の拒否」を加え、「(5)又は(8)」を「(6)又は(9)」に、「同号二(8)」を「同号二(9)」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央

金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(5)」を「(6)」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号二(5)又は(8)」を「前号二(6)又は(9)」に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「利用者に対する説明等」を、「及び第二項」の下に「登録の取消し等」を、「第五十二条の六十一の十八」の下に「登録の抹消」を、「第五十二条の六十一の二十六」の下に「(定款の必要的記載事項)」を加え、同条第七項中「(内閣総理大臣の告示)」を削り、同条第八項中「第五十二条の六十三第一項」の下に「(指定の申請)」を加え、「中「この」を「(指定紛争解決機関の業務)中「この」に改め、「第五十二条の六十六」の下に「(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)」を、「第五十二条の七十四第二項」の下に「(時効の完成猶予)」を、「第五十二条の七十九第一号」の下に「(手続実施基本契約の締結等の届出)」を、「第五十二条の八十二第二項第一号」の下に「(業務改善命令)」を、「第五十二条の八十三第三項」の下に「(紛争解決等業務の休廃止)」を加え、「中「」を「(指定の取消し等)中「」に改める。

(銀行法の一部改正)
第九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項第四号中「同条第十一項(定義)」を同条第十一項に改め、同号イ及びロ中「(定義)」を削り、同号ハ中「(通則)」を削り、同号二中「(定義)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に

規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第三号に掲げる行為

第十六条の二第二項第九号及び第十号中「(定義)」を削り、同条第二項第八号イ中「(兼営の認可)」を削る。

第五十二条の二十三第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十六条の二第二項第四号の二に掲げる会社

第五十二条の五十二第一号中「させたとき」を「させたとき、」に、「とき」を「とき」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「とき」を「とき」に改め、同条に次の一号を加える。

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条(登録)の登録(預金等媒介業務(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務をいう。以下この号及び第五十二条の六十一第一項において同じ。の種類に係るものに限る。又は同法第十六条第一項(変更登録等)の変更登録(預金等媒介業務の種類に追加に係るものに限る。))を受けたとき

当該登録又は変更登録を受けた者

第五十二条の六十一第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条(登録)の登録(預金等媒介業務の種類に係るものに限る。))を受けている者を除く」に改める。

第五十二条の六十一の五第一項第一号二(8)中「労働金庫法」の下に、「金融サービスの提供に関する法律」を加え、「(7)まで」を「(8)まで」に改め、同号二(8)を同号二(9)とし、同号二(1)から(7)までを同号二(2)から(8)までとし、同号二(1)として次のように加える。

(1) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第二項(監督上の処分)の規定による電子決済等代行業務の廃止の命令

第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ中「労働金庫法」の下に、「金融サービスの提供に関する法律」を加え、同項第二号ロ(5)中「(8)まで」を「(9)まで」に改める。

(貸金業法の一部改正)
第十条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に、「その」を「又は金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)第三十八条第一項(第二号から第四号までを除く。))の規定により同法第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。))の種類に係るものに限る。))を取り消され、その」に改め、同項第五号中「(昭和四十七年法律第二十二号)若しくは」を「(昭和四十七年法律第二十二号)に、「の規定(同法第三十二条の三第七項)を「第三十二条の三第七項」に、「の規定を除く。))を除く。若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定に改める。

第五十二条の六十一の五第一項第一号二(8)中「労働金庫法」の下に、「金融サービスの提供に関する法律」を加え、「(7)まで」を「(8)まで」に改め、同号二(8)を同号二(9)とし、同号二(1)から(7)までを同号二(2)から(8)までとし、同号二(1)として次のように加える。

(1) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第二項(監督上の処分)の規定による電子決済等代行業務の廃止の命令

第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ中「労働金庫法」の下に、「金融サービスの提供に関する法律」を加え、同項第二号ロ(5)中「(8)まで」を「(9)まで」に改める。

第十条第一項に次の一号を加える。

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項の変更登録(貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)を受けた場合 当該登録又は変更登録を受けた者

第二十四条の二十七第一項第三号中「又は第二十四条の六の六第一項」を「若しくは第二十四条の六の六第一項に、「その」を、「又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号から第四号までを除く。)の規定により同法第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、その」に改め、同項第五号中「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に、「の規定を除く。）」を「を除く。）」若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定」に改める。

第三十七条第一項中「貸金業者」の下に「又は貸金業に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

(保険業法の一部改正)

第十一条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第六号中「同条第十一項(定義)」を「同条第十一項」に改め、同号イ及びロ中「(定義)」を削り、同号ハ中「(通則)」を削り、同号ニ中「(定義)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二 金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第

百一号)第十一項第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。)のうち、有価証券等仲介業務(同法第十一項第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第三号に掲げる行為

一条第四項第二項第八号イ中(兼営の認可)を削る。

第二百七十一条の二十二第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第六十六条第一項第六号の二に掲げる会社

第二百七十二条の四第一項第七号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)(保険媒介業務)(同法第十一項第三項(定義)に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。))の種別に係るものに限る。」を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第八号中「又はこれら」を「若しくは金融サービス

の提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第十号ハ及びニ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。))の規定により同法第十二条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号ホ中「代表者」を「代表者若しくは」、同号ハ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(1)中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第二百七十九条第一項第三号中「又はこれ」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第四号中「の登録」を「の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を削る。」「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第六号中「保険募集」の下に「又は保険媒介業務」を加え、同項第七号中「又は若しくは」に改め、「使用人」の下に「又は金融サービス仲介業者(保険媒介業務を行

う者に限る。第十一号ロにおいて同じ。))の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人」を加え、同項第八号中「又は次号」を「次号又は第十一号ロ」に改め、同項第十号中「第七号」の下に「又は次号ロ」を加え、同項第十一号中「第七号」を「次のいずれか」に改め、同号に次のように加える。

イ 第七号に該当する者

ロ 金融サービス仲介業者

第二百八十条第一項各号中「とき」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。

七 金融サービスの提供に関する法律第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))又は同法第十六条第一項(変更登録等)の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。))を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第二百八十条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第二百八十九条第一項第三号中「又はこれ」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第四号中「の登録」を「の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を削る。」「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第六号中「保険募集」の下に「又は保険媒介業務」を加え、同項第七号中「又は若しくは」に改め、「限る。))」の下に「又は金融サービス仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第九号ハにおいて同じ。))の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人」を

令和二年五月二十八日 衆議院會議録第二十九号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

七〇

加え、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号ハ」を加え、同項第九号に次のように加える。

ハ 金融サービス仲介業者

第二百九十条第一項各号中「とき」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。

七 金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第二百九十条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三百九十条第一項第六号中「又は保険仲立人」を「若しくは保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。）」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十二条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項第五号中「同法第二条第十二項に規定する」を削り、「金融商品仲介業者」の下に「（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。）を行う者に限る。）」を加え、同条第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改める。

第七十二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律第

十一 条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの
イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第三号に掲げる行為

第九十五条の三第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第九十五条の五の十第二項中「（6）又は（8）」を「（7）又は（9）」に、「同号二（8）」を「同号二（9）」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「（7）まで」を「（8）まで」に、「（6）を（7）」に、「（8）まで」を「（9）まで」に、「前号二（6）又は（8）」を「前号二（7）又は（9）」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）
第十三条 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第七号中「同法第二条第十二項に規定する」を削り、「金融商品仲介業者」の下に「（同法第二条第十二項に規定する金融商

品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）」を加え、同条第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 金融サービスの提供に関する法律第十二条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第三号に掲げる行為

第六十条の六第一項第一号ホ中「銀行法」の下に「金融サービスの提供に関する法律」を加える。

（資金決済に関する法律の一部改正）
第十四条 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の二」に、「情報の提供、発行保証金の供託その他の義務」を

「業務」に、「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に、「第三十七条」を「第三十六条の二」に、「第五十一条の二」を「第五十一条の四」に、「第五十九条」を「第五十八条の二」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（定義）」を付し、同条第一項中「次条第六項」を「第三条第六項」に改め、同条第二項中「（少額の取引として政令で定めるものに限る。）」を削り、同条第十五項中「第五十一条の二第一項第一号」を「第五十一条の四第一項第一号」に改め、第一章同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であつて、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

第五条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

第八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 業務

第十三条の見出しを「(利用者の保護等に関する措置)」に改め、同条第二項中「及び第五号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前払式支払手段発行者は、第一項に規定するもののほか、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第十六条第一項中「内閣総理大臣の承認を受けた」を「その旨を内閣総理大臣に届け出た」に改める。

第二章第四節中第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(委託先に対する指導)

第二十一条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む)をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条中「運営に関し、前払式支払手段

の利用者の利益を害する事実」を「健全かつ適切な運営を確保するために必要」に、「利用者の利益の保護のために必要」を「必要」に、「当該業務の運営の改善に」を「業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上」に改める。

第三十条第二項中「者は」の下に、「内閣府令で定めるところにより」を加え、同項第四号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第三章第一節中第三十七条の前に次の一条を加える。

(定義)

第三十六条の二 この章において「第一種資金移動業」とは、資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。

2 この章において「第一種資金移動業」とは、資金移動業のうち、少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと(第三種資金移動業を除く。)をいう。

3 この章において「第三種資金移動業」とは、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう。

第三十八条第一項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 資金移動業の種類(第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業の種類をいう。以下この章において同じ。)

第四十条の次に次の一条を加える。

(業務実施計画の認可)

第四十条の二 資金移動業者は、第一種資金移

動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあつては、当該上限額二 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三 その他内閣府令で定める事項

2 資金移動業者は、前項に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、その必要の限度において、第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第四十一条の見出しを「(変更登録等)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「変更」の下に「(特定業務内容等の変更を除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

資金移動業者は、第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更(新たな種別の資金移動業を営もうとすることによるものに限る。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第三十八条から第四十条までの規定は、前

項の変更登録について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「(第四十条第一項各号)」とあるのは「(第四十条第一項各号(第一号、第二号及び第六号から第十号までを除く。))」と、第三十九条第一項中「次に掲げる」とあるのは「(変更に係る)」と、第四十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第二号及び第六号から第十号までを除く。))」と読み替えるものとする。

3 資金移動業者は、第三十八条第一項第八号に掲げる事項の変更のうち資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれ大きいものとして内閣府令で定める変更(次項において「特定業務内容等の変更」という。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四十三条第一項中「一月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間」とに、当該期間における要履行保証額の最高額(第四十七条第一号において「要供託額」という。)以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(同号において「基準日」という。)から一週間以内(「を」の次の各号に掲げる資金移動業の種類に応じ、当該各号に定めるところにより、資金移動業の種類ごとに履行保証金を」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一種資金移動業 各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間内に供託すること。

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業 一週間以内で資金移動業の種類ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(第四十五条の二第四項及び第五項並びに第四十七条第一号において「基準日」という。)から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種類ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。

第四十三条第二項中「前項を「前項各号」に改め、「とは」の下に「資金移動業の種類」との」を加え、「その合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額」を「第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第二種資金移動業にあつては、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額から当該各営業日における未達債務の額に同項に規定する預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額と第五十九条第一項の権利の実行の手續に関する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額とする。

第四十四条中「より、」の下に「その営む資金移

動業の種類ごとに」を、「つき、」の下に「当該種類の資金移動業に係る」を加える。

第四十五条第一項中「資金移動業者が」を「資金移動業者は」に改め、「で、」の下に「その営む資金移動業の種類ごとに」を加え、「内閣総理大臣の承認を受けた場合において、当該資金移動業者の各営業日において当該履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額(第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。以下この章において同じ。)以上の額であるときは、同条第一項の規定は、適用しない」を「その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、当該種類の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる」に改め、同条第二項第一号中「(以下この条において「信託契約資金移動業者」という。)」を削り、「為替取引」の下に「当該履行保証金信託契約に係る種類の資金移動業に係るものに限る。」を加え、同項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(預貯金等による管理)

第四十五条の二 資金移動業者(第三種資金移動業を営む者に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日以後、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。この場合において、当該資金移動業者は、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に第二号に掲げる割合

(当該割合を変更したときは、その変更後のもの。以下この条及び第五十九条第一項において「預貯金等管理割合」という。)を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を第一号に規定する預貯金等管理方法により管理しなければならない。

一 第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額の全部又は一部に相当する額の金銭を、銀行等に対する預貯金(この項の規定により管理しなければならないものとされている金銭であることがその預貯金口座の名義により明らかなものに限る。)により管理する方法その他の内閣府令で定める方法(以下この条及び第五十三条第二項第二号において「預貯金等管理方法」という。)により管理することを開始する日

二 第三種資金移動業に係る未達債務の額のうち預貯金等管理方法により管理する額の当該未達債務の額に対する割合

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理方法による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第五十三条第三項第二号において同じ。)又は監査法人の監査を受けなければならない。

3 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理割合その他内閣府令で定める事項の変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を行う日その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出し

なければならない。

4 預貯金等管理割合を引き下げる変更は、前項の届出書に記載された当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要履行保証額(第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が当該変更をする場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。)以上である場合に限り、行うことができる。

5 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめる日(以下この項において「預貯金等管理終了日」という。)その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出して、第一項の規定の適用を受けることをやめることができる。ただし、預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該預貯金等管理終了日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要履行保証額(当該資金移動業者が第一項の規定の適用を受けることをやめる場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。)を下回るときは、この限りでない。

第四十七条の見出し中「等」を削り、同条中「履行保証金は」を「一の種類の資金移動業に係る履行保証金は」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 直前の基準日(第一種資金移動業にあっては、各営業日)における要供託額(資金移動業者が第四十三条第一項の規定により供託しなければならない履行保証金の額をいう。が、当該基準日における履行保証金の額、保全金額及び第四十五条第一項に規定する信託財産の額の合計額を下回るとき。

第五十一条中「提供」の下に、「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがない」と認められるものを保有しないための措置を加える。

第三章第二節中第五十一条の二を第五十一条の四とし、第五十一条の次に次の二条を加える。

(第一種資金移動業に關し負担する債務の制限)
第五十一条の二 資金移動業者(第一種資金移動業を営む者に限る。次項において同じ。)は、第一種資金移動業の各利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日その他の内閣府令で定める事項が明らかでない為替取引(第一種資金移動業に係るものに限る。同項において同じ。)に關する債務を負担してはならない。

2 資金移動業者は、資金の移動に關する事務を処理するために必要な期間その他の内閣府令で定める期間を超えて為替取引に關する債務を負担してはならない。

(第三種資金移動業に關し負担する債務の額の制限)
第五十一条の三 資金移動業者(第三種資金移動業を営む者に限る。)は、第三種資金移動業の各利用者に対し、政令で定める額を超える額の債務(第三種資金移動業に係る為替取引

に關し負担する債務に限る。)を負担してはならない。

第五十三条第二項中「期間」の下に「(第二号において単に「期間」という。)を加え、「未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に關する」を「次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる者以外の資金移動業者 未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に關する報告書

二 直前の期間において第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者 前号に定める報告書及び第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に關する報告書

第五十三条第三項中「財務に關する書類その他の内閣府令で」を「次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる者 財務に關する書類その他の内閣府令で定める書類

二 前項第二号に掲げる者 財務に關する書類、当該書類に關する公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類

第五十六条第一項第二号中「登録」の下に「又は第四十一条第一項の変更登録」を加え、同項第三号中「命令又は」を「命令、」に改め、「処分」の下に「又は認可に付した条件」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十条の二第一項の認可を受けた業務実施計画によらないで第一種資金移動業を営んだとき。

第三章第四節中第五十九条の前に次の一条を加える。

(履行保証金の供託等に關する特例)

第五十八条の二 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者であつて、その営む資金移動業の種別の全部又は一部について第四十三条第一項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日(次項において「特例適用開始日」という。)以後、第二号に掲げる資金移動業の種別(以下この項及び次項において「特例対象資金移動業」という。)について一括供託をすることができ、この場合における特例対象資金移動業についての同条第一項及び第二項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項第一号、第四十七条並びに次条第一項の規定の適用については、第四十三条第一項中「資金移動業の種別ごとに履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「ならぬ」とあるのは「ならない。ただし、当該資金移動業者が営む資金移動業に係る要履行保証額の総額が、小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額以上の額に相當する額の履行保証金を、その本店の最寄りの供託所に供託しなければならない」と、同条第二項中「をいう。ただし、当該

合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額とする」とあるのは「をいう」と、第四十四条中「その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金保全契約」とあるのは「履行保証金保全契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、第四十五条第一項中「その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金信託契約」とあるのは「履行保証金信託契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同号中為替取引(当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）」とあるのは「為替取引」と、第四十七条中「一の種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同条第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項本文」と、次条第一項中「営む一の種別の資金移動業に係る」とあるのは「行う」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

一 一括供託を開始する日

二 一括供託をする二以上の資金移動業の種別(算定期間、基準日等及び供託期限が同一であるものに限る。)

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用開始日において第四十三条第一項の規定によりその営む特例対象資金移動業ごとに供託していた履行保証金については、当該資金移動業者が前項の規定により読み替えて適

令和二年五月二十八日 衆議院會議録第二十九号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

用する第四十三条第一項の規定により供託した履行保証金とみなす。

3 第一項の届出書を提出した資金移動業者が、内閣府令で定めるところにより、一括供託をやめる資金移動業の種別(以下この項及び次項において「特例適用終了資金移動業」という。)の特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる日(以下この項及び次項において「特例適用終了日」という。)その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、特例適用終了日以後、当該特例適用終了資金移動業については、第一項の規定は、適用しない。

4 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用終了日において第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託していた履行保証金(第二項の規定により、第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む。)については、特例適用終了日の直前の基準日等における特例適用終了資金移動業ごとの要供託額(当該資金移動業者が特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる場合に当該特例適用終了資金移動業ごとに第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。)に応じて、内閣府令で定めるところにより、その含む特例適用終了資金移動業ごとに供託した履行保証金とみなす。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 算定期間 第一種資金移動業にあつては

一 営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間をいう。

二 基準日等 第一種資金移動業にあつては各営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。

三 供託期限 第一種資金移動業にあつては第四十三条第一項第一号に規定する各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間の末日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては同項第二号に規定する基準日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間の末日をいう。

四 一括供託 同一の手続により一括して行う履行保証金の供託をいう。

第五十九条第一項中「行う」を「営む一の種別の資金移動業に係る」に改め、「は、」の下に「当該種別の資金移動業に係る」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者がその行う為替取引(第三種資金移動業に係るものに限る。)に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権については、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該債権を有するものとする。

第六十二条に次の一項を加える。

業者について、第四十一条第五項の規定により一の種別の資金移動業の全部の廃止による資金移動業の種別の変更が資金移動業者登録簿に登録されたときは、当該資金移動業者は、廃止した種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお当該種別の資金移動業を営む資金移動業者として第三十七条の登録を受けているものとみなす。

第六十三条の十一第三項中「昭和二十三年法律第三号」を削る。

第六十三条の十一の二第二項中、「第六十三条の十九の二第一項及び第八八条第三号」を「及び第六十三条の十九の二第一項」に改める。

第九十条第一項中「及び第五号」を削り、「掲げる事項」の下に「その他内閣府令で定める事項」を加える。

第七十七条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「登録」の下に「又は第四十一条第一項の変更登録」を加え、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十一条第一項の変更登録を受けないで新たな種別の資金移動業を営んだ者

第八八条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「履行保証暗号資産」の下に「同項に規定する履行保証暗号資産をいう。以下この号において同じ。」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四十条の二第二項の認可を受けないで第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を営んだ者

第九九条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十五条の二第一項後段の規定に違反して、同項第一号に規定する預貯金等管理方法による管理を行わなかった者

第一百二十二条第二号中「第三十八条第一項の下に」(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)を加え、「同条第二項の規定による添付書類又は」を「第三十八条第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による添付書類又は」に改める。

第一百四十条第一号中「第四十一条第一項」を「第四十条の二第二項、第四十一条第三項若しくは第四項に改める。

第一百五十五条第一項第一号中「第六号」を「第一号及び第七号」に改め、同項第四号中「第八八条第六号」を「第八八条第一号若しくは第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日

二 第三条中金融商品取引法第五十六條の六十三から第五十六條の六十六までの改正規定、同法第五十六條の七十四第一項第一号の改正規定、同法第五十六條の七十五の改正規定、同法第九十八條の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十條(登録免許税法(昭和

四十二年法律第三十五号)別表第一第四十九号の改正規定に限る。)、第二十一条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十二の項の改正規定に限る。)、第二十五号(金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。)、及び第二十六号の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(金融サービス仲介業者及び認定金融サービス仲介業協会に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律(次項において「金融サービス提供法」という。第十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会又は認定金融サービス仲介業協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、金融サービス提供法第四十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律(以下「旧資金決済法」という。))第五条第一項の届出書を提出している自家型発行者(資金決済に関する法律第三条第六項に規定する自家型発行者をいう。))は、第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新

資金決済法」という。))第五条第一項の届出書を提出したもののみならず。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をすることがどうかの処分がされていらないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第十六条第一項の承認を受けている者は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。))に新資金決済法第十六条第一項の届出をしたもののみならず。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第三十条第二項の届出書を提出している者は、新資金決済法第三十条第二項の届出書を提出したもののみならず。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者(次条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十七条の登録を受けた者を含む。))は、第二種資金移動業(新資金決済法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業をいう。以下同じ。))を営む資金移動業者(資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。附則第十三条において同じ。))として同法第三十七条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録第二種業者」という。))は、内閣府令で定める期間内に新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する内閣府令で定める書類を内閣

総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録するものとする。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をすることがどうかの処分がされていらないものについての処分については、なお従前の例による。

第九条 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業については、新資金決済法第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第五十八条の二の規定は、第二号施行日の直前の旧資金決済法第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日から適用し、同日以前におけるみなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業に係る履行保証金の供託については、なお従前の例による。

第十条 みなし登録第二種業者が旧資金決済法第四十三条第一項(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。))の規定により供託した履行保証金は、新資金決済法第四十三条第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

2 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を一週間と、同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を当該内閣府令で定める期間と同一の期間と、それぞれ定めたと

定める期間と同一の期間と、それぞれ定めたとのみならず。

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十四条に規定する履行保証金保全契約は、新資金決済法第四十四条に規定する履行保証金保全契約(第二種資金移動業に係るものに限る。))とみなす。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約は、新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(第二種資金移動業に係るものに限る。))とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第四十五条第一項の承認を受けているみなし登録第二種業者は、その営む第二種資金移動業に関し、第二号施行日に新資金決済法第四十五条第一項の届出をしたものとみなす。

3 前項の規定により新資金決済法第四十五条第一項の届出をしたものとみなされるみなし登録第二種業者(次項において「信託契約みなし登録第二種業者」という。))が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間及び同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内に

において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を、それぞれ一営業日と定めたとのみならず。

4 信託契約みなし登録第二種業者については、附則第九条の規定は、適用しない。

令和二年五月二十八日 衆議院會議録第二十九号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

第十三条 旧資金決済法第六十二条の規定により

資金移動業者とみなされていた者は、その行う為替取引に關し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを営む資金移動業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第十四条 附則第七条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

3 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（権限の委任）
第十六条 内閣総理大臣は、附則第七条第二項及び第三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（商品先物取引法の一部改正）
第十七条 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十条の三の見出しを「（金融サービス）の提供に關する法律の準用」に改め、同条中「金融商品の販売等」に關する法律を「金融サービスの提供に關する法律」に、「第六条から第九条まで」を「第七条から第十条まで」に、「第六条

第一項を「第七条第一項」に、「第七条」を「第八条」に、「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改める。

第二百四十条の十九の見出しを「（金融サービスの提供に關する法律の準用）」に改め、同条中「金融商品の販売等」に關する法律第六條から第九條までを「金融サービスの提供に關する法律第七條から第十條まで」に、「第六條第一項」を「第七條第一項」に、「第七條」を「第八條」に、「第九條第二項第一号」を「第十條第二項第一号」に改める。

第三百七十三條第一号中「金融商品の販売等」に關する法律第九條第一項を「金融サービスの提供に關する法律第十條第一項」に改める。
（投資信託及び投資法人に關する法律の一部改正）
第十八條 投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第九十八條第五号中「会社法」を「金融サービスの提供に關する法律（平成十二年法律第一百一号）、会社法」に改める。
第一百條第五号中「（いう。）若しくは」を「（い

う。）」に改め、「同じ」の下に「（若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に關する法律第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同條第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）を加え、「又は」を「若しくは金融サービス仲介業者又は」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）
第十九條 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十條の二の四中「（いう。）又は」を「（い

う。）」に、「である」を「又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に關する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同條第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二條の登録を受けているものに限る。）である」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
第二十條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号を次のように改める。

四十八 金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定		
(一) 金融サービスの提供に關する法律（平成十二年法律第一百一号）第十二條（登録）の金融サービス仲介業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 金融サービスの提供に關する法律第十六條第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十三條第一項第四号（登録の申請の業務の種別の増加に係るものに限る。））	登録件数	一件につき九万円
(三) 金融サービスの提供に關する法律第四十條（認定金融サービス仲介業協会の認定）の認定金融サービス仲介業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第四十九号(五)を同号(六)とし、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) 資金決済に關する法律第四十一條第一項（変更登録等）の変更登録
（住民基本台帳法の一部改正）
第二十一條 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第四十一條第一項」を「第四十一條第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

十二の二 金融庁又は財務省	
金融サービスの提供に關する法律（平成十二年法律第一百一号）による同法第十二條の登録、同法第十六條第三項の届出、同法第四十條の認定、同法第七十五條第一項の登録又は同法第七十七條において準用する金融商品取引法第六十四條の四の届出に關する事務であつて総務省令で定めるものの	

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第二十二條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表中第五十八号を第五十九号とし、第四十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)第四章に規定する罪

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十三條 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七十條第一項第五号中「信託業法」を「金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)」、信託業法に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十四條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第三十七号を第三十八号とし、第三十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 金融サービスの提供に関する法律

(平成十二年法律第一号)第八十八條第四号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

(金融庁設置法の一部改正)

第二十五條 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「アまで」を「キまで」に改め、同項第三号中「第百五十六條の六十四第三項」を「第百五十六條の六十三第一項」に改

め、同号に次のように加える。

サ 金融サービス仲介業を行う者

キ 認定金融サービス仲介業協会

第八條中「資産の流動化に関する法律」の下に「金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)」を加える。

第二十條第一項中「資産の流動化に関する法律」の下に「金融サービスの提供に関する法律」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第二十六條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十八條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融サービス仲介業の創設、第一種資金移動業等の種別を設ける等の資金移動業に関する規制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るとともに、金融分野のデジタルイノベーションに対応するため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融サービスの提供に係る制度整備

(一) 「金融商品の販売等に関する法律」の題名を「金融サービスの提供に関する法律」に改めること。

(二) 多様な金融サービスを利用者にワンストップで提供する金融サービス仲介業を創設すること。

(三) 金融サービス仲介業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととし、当該登録に係る手続、登録拒否事由等を定めること。

(四) 金融サービス仲介業に係る所要の行為規制等を整備するとともに、その行う業務の種別に応じて、それぞれ銀行法、保険業法、金融商品取引法又は貸金業法の規制を準用すること。

2 金銭債権を有する受取人からの委託により、債務者から弁済として資金を受け入れ、受取人に当該資金を移動させる行為等であつて、受取人が個人であること等の一定の要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

3 資金移動業に係る制度整備

(一) 資金移動業に、第一種資金移動業、第二

種資金移動業、第三種資金移動業の種別を設け、資金の移動の額に応じた規制等を整備すること。

(二) 第一種資金移動業を営もうとする者は、業務実施計画を定め、認可を受けなければならないこと。

4 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、資金移動業に係る規定等については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るとともに、金融分野のデジタルイノベーションに対応するため、所要の改正を行うもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和二年五月二十七日

財務金融委員長 田中 良生

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 近年の情報通信技術の発展に伴う金融仲介及び資金決済の実態等を踏まえ、利用者保護等の

令和二年五月二十八日 衆議院會議録第二十九号

観点から、実効性のある金融検査・監督を実施すること。その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の体制整備に努めること。

二 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な規制体系を構築する観点から、行政当局による必要に応じた監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じて柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。また、法令適用事前確認手続においては、利用者の利便の向上に資するよう、その適切な運用に努めること。

三 利用者の利便の向上及び保護のため、オンラインによる金融サービスの仲介と既存の仲介業者を含む実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いを活かしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。

四 金融サービス仲介業者における手数料水準については、適切な競争が働くよう積極的な開示を促すとともに、利用者が仲介業者の中立性を適切に判断できるよう、金融機関との委託関係・資本関係の有無などの情報の開示に努め、利用者が不利益を被ることがないようにすること。

五 金融サービス仲介業者が取り扱う業務に対しては、銀行・証券・保険・貸金など諸々の金融商品の仲介に定められる顧客保護等に関する業法規制を準用し、既存の金融業及び金融仲介業との間における同等の扱いを確立すること。また、金融サービス仲介業の事業内容の実態に応

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

じたものとなるよう、情報通信技術の発展に伴い、規制の在り方について適時適切に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

六 金融機関と金融サービス仲介業者との間の顧客説明における役割分担においては、オンラインによる仲介においても、顧客が十分に金融商品・サービスを理解することが可能となるよう、利用者保護の観点から適切に指導・監督すること。

七 金融サービス仲介業の取扱い可能な金融商品・サービス及びその金額の上限については、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮し定めること。その際、当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定し、国民の金融リテラシー及び技術進捗など環境の変化に応じて段階的に拡大していく観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

八 金融サービス仲介業者のオンラインによる仲介においても、顧客の意向が十分に満たされるよう、適合性原則の遵守及び顧客本位の業務運営が徹底され、顧客が想定外の損失を被ることがないように適切な指導・監督を行うこと。

九 金融サービス仲介業の利用による金融商品の契約締結等に際して発生した紛争について、所属制を前提とした現行制度と比べて利用者保護に不足が生じることがないよう、金融ADR制度を早期に整備し、その周知徹底及び事例の公表に努めること。

十 金融サービス仲介業者の顧客に対する賠償責任となる保証金供託額の水準を定めるに当たつ

ては、イノベーションの促進による利用者利便の向上を考慮しつつも、顧客保護の観点に十分に配慮するように努めること。

十一 顧客情報の取扱いに係る規制については、金融サービス仲介業が仲介業務を通じて取得する顧客情報の幅広さを念頭に、仲介業者の情報管理体制に対する適切な指導・監督を行うこと。また、顧客情報の第三者への提供に当たつて必要とされる本人の同意については、顧客がその内容を十分に理解し、顧客の真意が適切に反映されるよう指導・監督を行うこと。

十二 収納代行については、継続して実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備や規制の在り方について、引き続き検討を行うこと。また、改正資金決済法第二条の二の要件に該当しない場合であっても、為替取引に該当するときには、資金移動業の登録が必要となることを周知すること。

十三 前払式支払手段発行者に対する利用者の保護等に関する措置を定めるに当たっては、サービスの提供実態や利用状況を把握して、利用者保護が十分に図られるようにするとともに、自主規制ルールの策定状況を十分に踏まえつつ、適切な指導・監督を行うこと。

十四 少額与信を伴うキャッシュレス決済の普及により多重債務問題が生じないよう、その実態把握に努めるとともに、過剰与信の制度的な防止の観点から、貸金業法等の運用の充実を図り、適切な指導・監督を行うこと。

十五 送金サービスの利用者資金の保全方法については、事業の運用状況を踏まえて利用者保護の観点や金融システムの安定性の確保の観点か

らさらなる検討を進めるとともに、可能な限り送金コストの低下を図るため、取扱送金額及びビジネスモデルに応じた最適な方法を業界団体と連携しながら引き続き検討すること。

十六 第一種資金移動業において、送金上限額が設けられていないことに鑑み、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規制の遵守態勢については、海外送金コストの低下という利用者の利便の向上に配慮しつつ、実効的な指導・監督体制の整備を行うこと。

十七 この法律の施行に関し措置した政令等について、国会に対し十分説明すること。また、附則第二十八条に検討事項があることを踏まえ、改正後の各法律の施行状況を十分に把握し、国会への説明責任を果たすこと。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度

で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

六 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。)において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行(自動車が直ちに停止することができるとような速度で進行することをいう。)をさせる行為

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理 由

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行うおうとするもので、その主な内容は次のとおり

である。

1 危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加次に掲げる行為を行い、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとする。

(一) 車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

(二) 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行(自動車が直ちに停止することができるとような速度で進行することをいう。)をさせる行為

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行うおうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和二年五月二十七日、

法務委員長 松島みどり

衆議院議長 大島 理森殿

令和二年五月二十八日 衆議院会議録第二十九号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番五号 独立行政法人国立印刷局	港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三三〇円	三六三円